

## 文学に表れた平泉文化の基礎的研究（その3）

— 物語に記された安倍氏・奥州藤原氏・源義経 —

相原康 二 ※

今回は古代末期以降の物語に記された安倍氏・奥州藤原氏、そして源義経などを概観する。物語がそれぞれのイメージの形成に果たした役割は大きなものがあつたと思われる。また、高館（平泉町）・接待館（奥州市衣川区）など、地名の成立にも影響していたと思われるので、瞥見する価値がある。

## 一 安倍氏関連

① 『陸奥話記（むつわき）』（原漢文、引用文は『群書類従 第二十輯 合戦部 陸奥話記』続群書類従刊行会ほか）前九年合戦の顛末を描いた軍記物語の嚆矢。『陸奥物語』『奥州合戦記』とも。11世紀後半頃成立か。作者は藤原明衡（ふじわらのあきひら、989～1066）とする説がある。

源氏礼賛の立場で記されているが、「前略」同六年二月十六日、貞任、重任、経清の首三級を献す。京都、壯観となして車は轂を撃ち、人は肩を摩す。子細は別紙に註すなり。これより先、献首の使者、貞任の従者降人を率いるなり。櫛無きの由を称す。使者曰く、汝等に私用の櫛あらん。其れを以て梳るべし、と。担夫は則ち櫛を出して之を梳り、涙を垂れ嗚咽して曰く、吾が主の存生の時、之を仰ぐこと高天の如し。豈図らんや吾が垢櫛を以て、忝くも其の髪を梳らんとは、悲哀忍びず、と。衆人皆涙を落とす。

担夫たりと雖も忠義は人を感じしめるに足るものなり（後略）との書きぶりには、末尾に「今、国歌の文を抄し、衆口の話を持つて、これを一卷に注す。但し少生、千里の外、定めて紙謬多からん。実を知る者之を正さんののみ」とある「衆口の話」に当たろうか。

## ② 『今昔物語集（こんじゃく・ものがたりしゅう）』

平安時代末期の説話集、12世紀初頭に成立。源隆国（みなもとのたかくに）や覚猷（かくゆう、鳥羽僧正）を編者とする説がある。全31巻、但し巻八、巻十八、巻二十一を欠く。天竺（巻一〇五）、震旦（巻六〇十）、本朝（巻十一～三十二）の3部よりなる。標題のみを残す19話、標題と本文の一部を残す説話を含めて1059話を収録。

\* 巻第二十五「源頼義朝臣、罰安倍貞任等語第十三」——『陸奥話記』を出典としたらしい前九年合戦の顛末が記されている（『新日本古典文学大系 36 今昔物語集 四』1994 岩波書店ほか）。

\* 巻第二十五「源義家朝臣、罰清原武衡等語第十四」——本文を欠く。

\* 巻第卅一「陸奥国安倍頼時行胡国空返語第十二」——朝廷からの圧迫

を受けた安倍頼時は、無益な戦いを避けて別の土地に移り住もうと考える。その地の調査のため、貞任をはじめ総勢五十人ばかりで船出する。到着した陸地は断崖絶壁で上陸できそうにない。広い葦原のある河口を見付け、大河を遡るが、二十日たっても人の気配がない。三十日目に千騎ほどの胡国人が現れ、河を馬筏を組んで渡り、走り去る。この上流の様子もわからないので、食糧が尽きないうちに戻ろうということになり、再び海を渡って帰国した、云々を宗任が語った物語としたもの。

争いを回避しようとした安倍頼時の一種の「平和への夢」を描いたものであり、奥州藤原氏初代清衡の「平和主義」に通じるものがある。この「平和主義」の観点から、安倍氏・清原氏・奥州藤原氏の類似性を検討する必要がある。

### ③ 『宇治拾遺物語（うじしゆい・ものがたり）』

13世紀前半頃に成立した説話物語集。題名は『宇治大納言物語』（宇治大納言源隆国が編纂したとされる説話集、現存しない）から洩れた話を拾い集めたという意味である。日本・天竺・大唐の三国を舞台とする全197話から成り、15巻に収めている。

\* 巻第十五 二（一八六）「頼時が胡人を見たる事」——『今昔物語』の「安倍頼時行胡国空返語」と同一の話である。

### ④ 『十訓抄（じっせんしよ）』

鎌倉中期の説話集、建長四年（1252）成立。編者は菅原為長、六波羅二膳左衛門入道（湯浅宗業）説がある。「十善業道経」に発想し、「十訓」と十ヶ条の教誡を掲げ、古今和漢の教訓的な話を通俗的に説く。年少者の啓蒙を目的とした（以下は石橋尚宝『十訓抄詳解』明治書院より）。

\* 「第六 可存忠直事 一七 後冷泉院の御時、陸奥守源頼義、鎮守府の

將軍を兼ねて、貞任を攻めけるに、永承の末より、度々の合戦につかれたりければ、天喜五年十一月に、千三百余騎の兵を發して襲ひよせけるに、貞任等、四千余騎の勢を集めて、しうと金爲行が河堰の柵にこもりて、これを防ぎ戦ふ時、雪ふり風はげしうして、味方の兵凍えつかれたりけるうへ、勢もこよなう劣りたる間、將軍のいくさ大に破れて、死する者数をしらず、兵四方に散りうせて、残るところわづかに六騎、長男義家、修理少進藤原景道、清原貞廣、藤原範季、大宅光任、藤原則明等なり。貞任が軍これを囲みて攻めよせ、矢をとばす事雨のごとし。然るを、義家これを防ぎ戦ふに神のごとく、若少の齡にて大なる矢を射る。その矢に中りたる者、必ずたふれふさずといふ事なし。四重にかこめる軍をかけ破りて、囲みの中を出でぬ。中へ入る事度々なり。いなびかりの如くして、目を合はするものなし。貞任等これを感じて、八幡太郎と名づく（後略）」と源義家の神格化が見られる。

### ⑤ 『古事談（こじだん）』

鎌倉時代初期の説話集、建暦二年（1212）建保三年（1215）までに成立か。6巻。説話を「王道・后宮」「臣節」「僧行」「勇士」「神社」「仏寺」「亭宅」「諸道」に分類し、462話収録（以下は『新日本古典文学大系41 古事談・続古事談』岩波書店より）。

\* 「巻第四 勇士」「一六頼義、勇猛往生の事」に「十二年征戦之間、殺人罪不勝計」とあり、頼義の罪業面にも触れている。『陸奥話記』の「衆口の話」に通じる感情である。

ちなみに義家の非道面を伝える資料として、次のものがある。

### ⑤—1 『梁塵秘抄（りやうじんひしよ）』

平安時代末期に編まれた歌謡集。今様歌謡の集成。編者は後白河法皇

(1169～92間法皇)。治承年間(1180)頃の作か(以下は『新日本古典文学大系56 梁塵秘抄・閑吟集・狂言歌謡 岩波書店より』)。

【巻第一 四四四】

鷲の棲む深山には概ての鳥は棲むものか

同じき源氏と申せども八幡太郎は恐ろしや

⑤『中右記(ちゆうゆうき)』

中御門右大臣藤原宗忠(ふじわらのむねただ、1062～1141)が記した寛治元年(1087)から保延四年(1138)までの日記。院政初期の基本資料で、当時の政治・社会情勢や有職故実、さらに人物批評に至るまでを知る上での貴重な資料。原漢文。

〔嘉承二年(1107)一月廿九日条、義家の子義親が叛乱を起こし討ち取られたことに関連して〕故義家朝臣、年来武士の長者として多くの罪なき人を殺すと云々。積悪の余り遂に子孫に及ぶか」との義家評を下している。

同じ宗忠は嘉承元年(1106)七月十六日には「義家朝臣は武威天下に満ち、誠にこれ大將軍に足る者也」と絶賛していたのであった。

⑥『平家物語(へいけ・ものがたり)』

鎌倉時代(1309年以前で、13世紀初期頃か)に成立したと思われる、平家一門の栄華と没落を描いた軍記物語。作者についてはいくつかの説がある。吉田兼好の『徒然草』226段に「信濃前司行長(しなののぜんじ・ゆきなが)、即ち藤原行長が作者で、生仏という盲目の僧侶に教えて語り手とした、との記述がある。行長は九条兼実の家司で、藤原頼時(とうげん)の孫の藤原行長と推定されている。また、同じく頼時の孫に当たる葉室時長(はむろ・ときなが)との説もある(以下は『日本古典文学大系29 平家物語一』小学館より)。

\*「巻第五 朝敵揃

夫れ我が朝に朝敵の初めを尋ぬれば、日本磐余彦尊の御宇四年、紀州名草郡高雄村に一つの蜘蛛あり。身短く、手足長くて、力人に勝れたり。人民を多く損害せしかば、官軍発向して、宣旨を読みかけ、葛の綱を結んで、終にこれを覆ひ殺す。

それよりこの方、野心を挟んで、朝威を滅ぼさんとする輩、大石山丸、大山王子、守屋の大臣、山田石河、曾我入鹿、大友真鳥、文屋宮田、橘逸勢、氷上河次、伊予親王、太宰少弐藤原広嗣、恵美押勝、早良太子、井上皇后、藤原仲成、平将門、藤原純友、安倍貞任、宗任、対馬守源義親、悪左府、悪衛門督にいたるまで、全て二十余人、されども一人として、素懐を遂ぐる者なし。屍を山野に晒し、頭を獄門にかけらる。」とあり、安倍貞任・宗任兄弟も朝敵とみなされている。

一方、序文の反逆者の中に貞任等は見えない(前掲『平家物語一』より)。

\*「巻第一 序文 祇園精舎

祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響あり。娑羅雙樹の花の色、盛者必衰の理をあらはす。おごれる人も久しからず、只春の夜の夢のごとし。たけき者も遂にほろびぬ、偏に風の前の塵に同じ。遠く異朝をとぶらへば、秦の趙高、漢の王莽、梁の朱异、唐の祿山、是等は皆舊主先皇の政にもしたがはず、樂をきはめ、諫めをもおもひいれず、天下のみだれむ事をさくらずして、民間の愁る所をしらざ(り)しかば、久しからずして、亡じにし者どもなり。近く本朝をうかゞふに、承平の將門、天慶の純友、康和の義親、平治の信頼、おごれる心もたけき事も、皆とりどりにこそありしかども、まぢかくは、六波羅の入道前の太政大臣平の朝臣清盛公と申し人のありさま、傳承こそ心も詞も及ばね。」これも「衆口の話」的か。

⑦『太平記(たいいへいき)』(『世界大百科事典 第2版』平凡社より)

南北朝動乱の歴史を描いた軍記物語40巻、何度かの補正を経て応安年間

に成立か。『洞院公貞（とういん・きんさだ）日記』応安七年（1374）五月三日条に「小島法師が四月二十八か二十九日に死んだこと、法師は最近広く世間で愛好されている『太平記』の作者であり、卑賤の器ではあるが名匠の聞こえを得ていること」が記されている。太平記読みなどを通して後世に大きく影響した（以下は『新潮日本古典集成 太平記 三』新潮社より）。

\*「巻第十六 日本朝敵事」——『平家物語』の「朝敵揃」の人物に加え

藤原千方・豊浦大臣・左大臣長屋・右大臣豊成・大友皇子・六條判官爲義・清原武衡・平相国清盛・木曾冠者義仲・阿佐原八郎爲頼・時政九代の後胤高時法師」が挙げられていて、貞任・宗任の名前もある。

### ⑧『古今著聞集（こん・ちよもんじゆ）』

鎌倉時代、13世紀前半の橘成季（たちばなのなりすえ）が編纂した世俗的な説話集。20巻30篇726話からなる大部の説話集で『著聞集』ともいう。建長六年（1254）頃一旦成立し、後に増補された。『今昔物語集』『宇治拾遺物語』と共に日本三大説話集と呼ばれる（以下は『日本古典文学大系84 古今著聞集』岩波書店より）。

#### \*「巻第九 第十二 武勇四」

伊予守源頼義朝臣。貞任宗任等を責むる間奥に十二年の春秋を送りにけり。鎮守府をたちて、秋田の城にうつりけるに。雪はだれにふりて、軍のをこの共の鎧みな白妙になりけり。衣河の館岸高く川ありければ、楯をいたゞきて冑にかさね。筏をくみて責め戦ふに。貞任等堪ずしてつゐに城の後よりのがれ落ちけるを。一男八幡太郎義家。衣川に追ひたてせめふせて。きたなくもうしろを見するものかな。しばし引かへせ。物いはんといはれたりければ。貞任見かへりたちけるに。

衣のたてはほころびにけり

といへけり。貞任くつばみをやすらへ。しころをふりむけて。

年をへし糸のみだれのくるしさに とつきたりけり。

その時義家。はげたる箭をさしはづして歸りにけり。さばかりのたたかひの中にもやさしかりける事かな。」

この話は「武勇」の部に収められているが、主題は「やさしかりける」である。武勇とは単に強いことではなく、「やさしさ」が求められたのであった。

同じく「武勇」の項に、義家の神格化、宗任のその後が描かれている（以下は『奥州藤原史料』吉川弘文館より）。

「十二年の合戦に貞任はうたれにけり、宗任は降人に成て来にければゆるしてつかひけり、嫡男義家朝臣のもとに朝夕祇候しけり、或日義家朝臣宗任一人（を）具して物へ行けり、主従共に狩装束にてうつば（鞍）をおへりける、ひろき野を過るに狐一疋走りけり、義家（中略）射たりければ（中略）やがて死にけり、宗任馬よりおりて狐を引あげて見るに箭もたゝぬに死たるといひければ、義家みて臆して死たる也、（中略）則箭を取りてまいらせければ、やがて宗任してうつばにさゝせ給けり、他の郎等これを見て、あぶなくもおはする物かな、降人に参りたりとも、本の意趣は残りたるらんものを、脇をそらして矢をさゝする事あぶなき大事也、おもひきる害心もあらば、いかゞとぞかたぶきける、されども義家は殆ど神に通じたる人也けり、宗任いかに思ひとるべくもなかりければ、たがひにかく身をまかせけるにや（後略）」

### ⑨『延慶本（えんきょうほん）平家物語』

延慶二、三年（1309、10）の書写年次を示す最古の読み本系テキスト、成立時の古態を残すという。

\*「第四 廿 貞任が哥読みし事」に、⑧とほぼ同じ内容が収められている。

⑩ 『源威集(げんいしゅう)』

南北朝時代後期(14世紀後半)の軍記物語、全2巻。「源氏の威」即ち河内源氏の武家政権の正当性とこれを支えた東国武士の活動を中心に描く。著者については結城直光(ゆうき・なおみつ、1330-95)説と佐竹師義(さたけ・もろよし、南北朝時代)説がある。義家の神格化とともに、貞任との連歌の場面がある。但し⑧⑨とは異なる歌である(以下は『東洋文庫607 源威集』平凡社より)。

「二 前九年ノ役ノ事(前略) 右ノ手ニ大成松明ヲ持テ、河中ニ鞍ツボ越程ニ打ヒタシ、遙ニ王城ノ方ニ向ヒテ祈念シテ云、日本国中大小霊神、別シテ祖神八幡大菩薩ノ擁護ヲ垂、頼義カ身ニ入替給、朝敵ノ凶賊ハ仏法王法ノ仇成ルニ、是ヲ征スルニ頼義天ノ使也、全私ニ非ス、神火也トテ火ヲ投、忽ニ風起テ吹越シ、飛火散事如螢ノ、城ノ内、矢倉、家屋ニ吹付、大火焰ヲナス、是ヲ見テ、大手搦テ同時ニ手負死人ヲ橋トシテ、堀ヲ越、壁ニ乗、責入ノ間、後ノ高嶺ヨリ城中崩落ケレハ、貞任計は乗馬成ケルヲ、義家責績キ河ニ追ヒ下シ、良ツタナク遁ル君哉、シバシ扣エヨ、物云ントテ、衣ノ袖八綻ビニケリ、貞任馬頭ヲ返シツツ、シバシ鑪をヤスラへ、鋏ヲフリアヲノケテ、年月ハタテヲ揃テ織シカト、又、年ヲ経シ系ノ劣ノ悲シサニ、トモアリ、ト付タリケレハ、義家はヲ聞給ヒテ、ツガヒ給ヒケル矢ヲ指赦シテ、汝ハ違勅ノ者ナレハ、終ニハ不可遁、今ノ情ニ矢一ツヲハ赦也ト宣ヒケル、于時貞任波羅々々ト涙ヲ流シ、運命有限事ナレハ其期ヲ不弁、君ノ蒙芳志ヲコソ、命ヲ捨テ情ヲ報スル志ナレト云テ、帯タル太刀ヲ解キテ義家ニ奉ル云々(後略)」

⑪ 『流布本(るふほん) 平家物語』 「剣の巻(つるぎのまき)」 (永井一孝校訂)

平家物語 有朋堂書店より。  
〔上略〕天喜五年(1057)、頼光の弟河内守頼信の嫡子伊予守頼義、奥

州の住人栗屋河(厨河) 次郎安倍貞任(舎弟) 鳥海三郎同じく宗任兄弟謀反の由、その聞えありければ、彼の討手に下さるる時、兼陸奥守になし源氏重代の剣、鬼丸・蜘蛛切、頼基が許にありけるを宣旨にて召し出だされ、頼義朝臣に賜ひてけり、頼基の曰く、「この剣は祖父多田満仲より三代相伝の宝なり、嫡々相承の剣にて候へば、争でか身をば、放し候ふべき」と申しけれども、御用ひ無ければ、力及ばず出だしけり。

頼義これを賜はりて奥州に下向し、九箇年が間戦ひつ終に軍に打勝ち、貞任をば首を取り、宗任をば虜りて上洛す。貞任が長九尺五寸、宗任は遙かに劣りて六尺四寸ぞありける。頼義の宿所にありけるを、卿相雲客達、「吾妻の夷、さこそはをかしく侍らめ、いざ行きて笑はん」とて梅花を一枝手折りて、「宗任、これは如何に」と問ひければ、宗任取りあへず、我が国の梅の花とは見たれども 大宮人はいかが言ふらん

と申したりければ、皆しらけてぞ帰りける。さて宗任は筑紫へ流されたりけるが、子孫繁昌して今にあり。松浦党とはこれなり。鬼丸、蜘蛛切二つの剣をば頼義朝臣より嫡子八幡太郎義家に譲りけり(後略)

「剣の巻」のこの部分は、源頼義が源氏重代の宝剣を持って奥州合戦に出陣し勝利を収め、その宝剣が義家へ受け継がれてゆく話であって、宗任の和歌の話がなくても成立する。頼義が安倍氏に勝利した出来事に結び付けて、安倍氏といえは和歌の素養もある教養豊かな一族であったことを紹介したいという雰囲気が存在したものか、とすればこれも「衆口の話」であらう。

⑫ 『前太平記(ぜん・たいへいき)』

通俗史書40巻、著者は藤元元(ふじもと・げん)、天和元年(1682)年頃成立。平安中期から後期にかけての事変・合戦を清和源氏七代の人々との

關係を中心に記述。歌舞伎などに盛んに用いられた。「卷三十二 將軍入洛并恩賞事」に宗任の梅の花のエピソードが見える（以下は内田安藏編『前太平記』大日本家政學會より）。

「〔前九年合戦の記述の後に〕或説に此時。降人安倍宗任等。頼義朝臣の。京都の館。西洞院左女牛にあり。に居たりけるを若殿上人達集りて。東の夷さこそをかしく侍らめ、倡行て見んとて。打連彼館に到て、梅花を一枝手折て。是は何にと問給ければ。宗任取あへず。

我國の梅の花とは見たれ共 大宮人は如何云らん  
と申ければ。皆しらけて歸給しと云へり。さも有し事にや。」

### ⑬ 『百鍊抄（ひやくれんしょう）』

公家の日記などの記録を抜粋・編集した歴史書。鎌倉時代後期の13世紀末に成立か。編著者は不明だが、勧修寺流関係者の可能性が強い。当初は「練」の字が用いられたが、江戸時代以降に「鍊」が用いられるようになった。宗任の入京できなかったことや、二度の配流のことが見える（以下は『奥州藤原史料』より）。

\*〔康平七年（1064）三月二十九日〕伊豫守頼義自奥州相具所上洛之降庸宗任等、有議不令入京、分遣國々、宗任家任遣伊豫、良照遣大宰府、治曆三（1067）、宗任等移遣大宰府、依有欲逃歸本國之聞也〕

### ⑭ 『扶桑略記（ふそうりゃくぎ）』

平安時代の私撰歴史書、とくに総合的な日本仏教文化史。寛治八年（1094）以降の堀川天皇の代に比叡山の僧皇円（こうえん、1074頃〜1169）が編纂したとの説がある。皇円は法然の師である。その康平七年（1064）閏三月の条に⑫と同様の、宗任ほかの記事がある（以下は『奥州藤原史料』より）。

入京できなかったとあるので、先の梅の花のエピソードは事実ではないことは明らかである。安倍氏に対する暖かい「衆口の話」が存在したことによるのであろう。「伊豫守源頼義從陸奥參洛、奉使節之後、全經十一箇年歸來、去年誅討賊安倍貞任之日、所獲生口同宗任正任等五人、各引率其身、於是有朝議、今月廿九日、賜官符、件宗任等不令入京中、便放遣伊豫國、又去年前出羽守源齋頼所捕進同黨類僧良昭、同遣大宰府、」

### ⑮（参考資料）\* 『甲子夜話（かつし・やわ）』

肥前平戸藩主松浦靜山（まつら・せいざん）の隨筆集、文政四年（1821）甲子の夜より起稿、正統各100巻、後篇78巻。大名・旗本の逸話、市井の風俗等の見聞を筆録。その卷四十二の（一〇）に、宗任の梅花のエピソードを踏まえた政宗発句の話が載っている（以下は『東洋文庫321 甲子夜話3』平凡社より）。

「仙台の政宗入洛のとき、公家の人々田舎風なるを侮り、桜花を手折て一詠をと望れたるに、即、

大宮人梅にも懲りず桜かな

公家の人々愧いりたるとぞ。」

ちなみに、前九年合戦は、当時の呼称では「奥州十二年合戦」であった。十二年とは、源頼義の奥州赴任（1051）から安倍氏の滅亡（1062）までに要した年数のことで、『古事談』『愚管抄』『古今著聞集』などがこのように記す。一方、前九年の役という名前が『保元物語』『源平盛衰記』『太平記』などに見られる。

## 二 文覚発心譚

「衣川」なる地名にちなんだ逸話の一つである文覚醒発心譚も検討の対象とした。この「袈裟と盛遠」の物語は、芥川龍之介、菊池寛、森田草平、他が取上げた題材であり、また『地獄門』として映画化されたところであった。

### ①『源平盛衰記(げんべい・じょうすいき、せいすいき)』

鎌倉時代中々末期成立の軍記物語。大筋の骨格は『平家物語(覚一本系)』と同じであり、その異本の一種とされるが、和漢の故事や説話を大量に取り込んでいる。同種の特徴を持つ『平家物語』の延慶本・長門本とともに増補系本、あるいは広本と呼ばれている。また、琵琶語りの詞章として作られた「語り本系」に対して、読むことを主眼とした本として「読本系」と呼ばれる。

それに、袈裟と盛遠の話が記されている。

文覚(もんがく)は平安末期鎌倉初期の真言宗の僧。生没年不詳。俗名遠藤盛遠(えんどう・もりとう)、はじめ鳥羽天皇の皇女上西門院に仕えたが、後に出家し、(初めは盛阿弥陀仏、後に文覚)諸国の霊山を巡って修行し、その効験で知られ、「やいばの験者」「荒上人」などと呼ばれた。

京都に帰って高雄神護寺の復興を企画して勧進活動を行うが、後白河法皇と対立し伊豆へ配流。そこで源頼朝と知己を得、頼朝に拳兵を勧めたとされる。鎌倉幕府成立後は厚い頼朝の信頼のもと、神護寺の復興等をなした。その発端部を示す(以下は『源平盛衰記』國民文庫刊行會より)。

### 「津巻 第十九」

文覚道心の起を尋れば、女故也けり。文覚がために、内戚の姨母一人あり。其昔事の縁に付て、奥州衣川に有けるが、歸上て故郷に住。一家の者ども衣川殿と云。若く盛んなりし時は、みめ形人に勝、心ばへな

ども優にやさしかりけるが、今は盛過て世中も衰へ、寡にて物さびしき住居也。娘一人あり、名をばあとまとぞ云ける。去共衣川の子なればとて、異名には袈裟と呼。親に似たる子とて、青黛の眉渡たんくわの口付愛々敷、桃李の粧芙蓉の眸、最氣高して、緑の簪雪の膚、楊貴妃、李夫人は見ねば不知、愛敬百の媚一も闕ず、さしも嚴女房の心さへ情深して、物を憐咎を恐事不斜。毛嬙西施が再誕歟、觀音勢至の垂迹歟、深窓の内に扶られて、既に成人也。軒端の梅の匂いと芳、庭上の花實に細にして、十四の春を迎たり。棠花名聞人々我もくと心を通す。其中に並の里に、源左衛門尉渡とて、一門也けるが、内外に付て申ければ、耻しからぬ事也とて、これを遣す。互の心不淺して、はや三年に成ぬ。女今年は十六也。盛遠は十七に成けるが、其歳の三月中旬に、渡邊の橋供養あり。盛遠紺村濃の直垂に、黒系緘の腹巻に、袖付て、折烏帽子係にかけ、銀の蛭巻二筋通して巻たる長刀、左の脇にはさみ、其日の奉行しければ、辻々固たる兵士共下知し廻して、橋の上に立渡、ゆしくぞ有ける。供養既に終て、方々へ下向しける中に、北の橋爪より東へ三間隔て有ける棧敷の内より、女房達あまた出て下向しける中に、十六七にもや有らんと見ゆる女房、輿に乗らんとて簾を打擧けるを見れば、世に有難き女也。盛遠目くれ心消して、何くの者やらん、何なる人の妻子なるらんとて、行末見たく思ければ、輿に付て行程に、並の里に渡ると云者が家に見入たり。是は聞えし衣川の女房の女や、過失なき美人也けり、如何すべきと、春の末より秋の半まで、臥ぬ起きぬぞ案じける。思澄して、九月十三日のまだ朝、母の衣川が許に同行、則刀をぬき、無是非母が立頸を取て、腹に刀を指當て害せんとす。女うつ、心なし。能々見れば甥の遠藤武者盛遠也云々」

①—1 覚一本『平家物語』は文覚出家について「十九の歳道心をおこし出

家」〔講談社学術文庫 平家物語全註釈1〜12〕『新日本古典文学大系 平家物語』岩波書店ほか。

①—2 屋代本『平家物語』同右〔屋代本・高野本対照 平家物語』新典社ほか。

①—3 百二十句本『平家物語』同右〔新潮日本古典集成 平家物語』新潮社ほか。

①—4 八坂本『平家物語』は「十九の年、浅からずおもひける女におくれ、堅固の道心を起こして」とする（山下宏明『平家物語 八坂本』大学堂書店ほか）。

①—5 長門本『平家物語』は『源平盛衰記』と同様の発心譚、女の母の名は「衣川殿」とあり、女の名は記されない（黒川真道他『平家物語 長門本』国書刊行会ほか）。

①—6 南都本『平家物語』女の本名を「阿津磨」と記す、これは「あづま」とも読め、東国との関係が窺われる（『古典研究会叢書 平家物語（上巻）南都本、南都異本』汲古書院ほか）。

②（参考資料）『奥羽観蹟聞老志（おう・かんせき・もんろうじ）』

仙台藩儒佐久間義和（さくま・よしかず）（洞巖、どうがん）が四代藩主伊達綱村の命を受けて編纂した地誌、享保四年（1719）完成。仙台領及び奥羽他領の官制、土産、旧跡名蹟、神社仏閣、名勝、故事などを詳細に記述。また、古歌・古歌や風習の採録にも留意している（以下は『仙臺叢書』仙台叢書輯出版会より）。

「（巻十 膽沢郡）文覺墓 在相去驛口<sup>ニ</sup> 高雄寺文覺東行<sup>ノ</sup> 寂斯地<sup>ニ</sup> 未詳其事實<sup>ヲ</sup>」

これと同様の内容が『封内風土記（ほうない・ふどき）』に見られる。編集は仙台藩儒田辺希文（たなへ・まれふみ）で、安永元年（1772）完成、にもある（『仙台叢書第1〜5輯』仙台叢書出版会ほか）。

### 三 西行と平泉・頼朝

西行の二度目の奥州入りの目的は平泉の藤原秀衡へ東大寺再建の料を寄附を依頼するためであった。関連史料を整理しておく。

①『西行物語（さいぎょう・ものがたり）』（『世界大百科事典』平凡社より）

西行の生涯を多数の歌を交えて記した鎌倉時代の物語、西行の死後50年ほど後に成立か、作者未詳。『西行一生涯草紙・西行四季物語・西行一代記・西行記』とも称された。これに秀衡が和歌を好み、恋の歌百首を所望したという珍しい記述がある（以下は『西行物語』敬文堂出版より）。

「（上略）おく路や、津輕、蝦夷が島、忍の郡、衣川、いづれをわきてながむべしとも覺えずして、行程に、出羽陸奥兩國をしたがへ、ひらいづみといふ所に、すみ侍りけり秀衡とて、威勢のもの侍りけり。兼てより、和歌の道なほざりならず、すき侍るよし聞きし程に、かしこへ尋ね行きたりければ、秀衡よろこび對面して、我先祖より、今に至るまで、西行にうとからぬ事など、語りて世の常ならずもてなしけり。ある時、秀衡語りけるは、たまく幸に、此國へ下り給へり。戀の百首をすゝめ申事侍り、よみて給はりなんや、といひけれども、とかくいなみて、讀まさりけるが、千里のはま、草の枕にて見たりし夢のことなん、思ひ出でて、少々つゞけ侍りけり、

たてそめてかへる心はにしきぎの<sup>本</sup> ちつかまつべき心ちこそせね<sup>初</sup>  
身を<sup>知</sup>れば人のとがともたもはぬに<sup>身</sup> うらみがほにもぬる、袖かな<sup>誦</sup>  
くまのなきを<sup>折</sup>りしも人をおもひ出て<sup>心</sup> 心と月をたつしつるかな

あはれとて人のこゝろのなさけあれな<sup>情</sup>  
かすならぬにはよらぬなげきを<sup>數</sup>  
たのめぬに君<sup>来</sup>こやと待つ宵のまは<sup>更</sup> ふけゆかたゞあけなましかば<sup>道</sup>  
あふまでの命<sup>達</sup>もがなと思ひしは<sup>心</sup> くやしかりける我心かな



かくて、四五年もとゞまり給ふべきよし、秀衡申しけれども、むやくなりと思ひて、秋のすゑつかたになりて出にけり（下略）

#### ②『西行一生涯草紙（さいぎょう・いつしやうがい・そうじ）』

①を簡潔にした記述がある（以下『史籍集覽 西行一生涯草紙』観奕堂より）。

〔上略〕あくろ、つがろのしまのことから、しのふのこほりころも川、いつれをわきてながめあくへしともおほへすくろ程に、ひらいつみのひてひらのすきもの（の）もとにて、戀の百首よみけるに、あながちよみてたへとすゝめければ、せうく

たて初て逢る心はにしきゝの ちつかまつへきこゝちこそせね

みをちれば人のとがとは思はぬに うらみがほにもぬるゝ袖かな

あはれとて人の心のなさけあれな かずならぬ身によらぬなけきを

（下略）

#### ③（参考資料）『吾妻鏡』文治二年八月十六日条（『奥州藤原史料』より）

〔上略〕西行上人退出、頻雖抑留、敢不拘之、一品以銀作猫被宛贈物、上人乍拝領之、於門外與放嬰兒云々、是請重源上人約諾、東大寺料爲勸進沙金、赴奥州、以此便路、巡禮鶴岡云々、陸奥守秀衡入道者、上人一族也（下略）

#### ④『選集抄（せんじゅうしやう）』

西行作と信じられてきた鎌倉時代の説話集、9巻、編者未詳。13世紀後半の成立か。生き方の指針となる書として編纂されたが、編者による批評・評論的な部分が多い。平泉を知らない人の書きぶりが見られる（以下は『新撰日本古典文庫 撰集抄』現代思潮社より）。

#### 「巻二 第六 奥州平泉郡女人法花経授事（一四）」

過ぎぬる比、陸奥平泉の郡、洌と云里に、しばし住み侍りしとき、そのあたりみ侍りしに、さか柴山といふ山あり。木の生ひたる有様、岩のすがた、水の流れたる體、繪にかくとも筆もおよびがたき程に見え侍り。

里をはなれ十餘町もや侍りけん。あちこち徘徊し侍るに、川ばたに高さ一丈あまりなる石塔をたてたり。くぎぬきしまはし、草はらひなどして、めでたく見え侍りしかば、是はいかなる事にかと尋ね侍りしに、ある人の申ししは、「中比、この里に猛將侍り。其むすめにありける者、法花経をよみたがり侍りけるが、教ゆべき者なしとて、朝夕なき歎きてすぎ侍りけるに（と）、あるとき、天井のうへに聲ありて云やう、『なんぢ経を求めて前に置き。我ここにて教へむ』と聞ゆ。あやしく思ひながら、経をえて前に置き侍るに、天井のうへにて、床しき聲に教へ侍り。八日といふに皆ならひ果てぬ。そのとき此むすめ『いかなるわざならん』と言へども、あやしくおぼえて、天井を見侍るに、しろくされ、苔のおひたるかうべに、舌のいきたる人のごとくなるあり。此白骨の教へ侍るにこそとおもひ驚きて、『こは誰にてかましますらむ』と、あながちに尋ね聞こゆるとき、『我は是、昔延暦寺の住僧、慈恵大師のかうべなり。なんぢが心ざしを感じて、きたりて教へ侍る。また、いそぎ我をさか柴山におくれ』と侍りければ、あはれにかたじけなき事、たとふべき物もなくおぼえて、なくなく此山に納めて、かくのごとく塔婆などし侍り、此比迄も山中に貴き御経の聲する事侍りき。

扱、此女は尼になりて、此山中に庵をむすびて、おもひすまして侍りしが、この二十餘年のさきに往生して侍るなり。その庵のかたちは今にあり、見よ」と申し侍りしかば、かの人とともなひ山の奥にいりて見るに、口三間なる屋の、かみさびて、かたばかり残りしかば、かきくらさるる心地して、いまさら物も覺えず侍りき。かかるさま、げにありがたく侍りき。まづ

御経ならふべき人もなき邊土の境にうまれたる女の身に、あけくれ御経をよみ奉らまほしく覺えて、寝てもさめても、此事をのみ歎きをれりけん、心の中の責は、つたなき筆につくしがたく侍れ。しかればこそ、慈惠大師の白骨の現れて、さづけ給ひけめと、かたじけなく侍り。唐のむかしこそ、まづしき男の経を得よまざるとて、おもひ歎き侍りけるに、いづくの者ともなくて、みめよき女のきたりて妻となりて、一部さづけ終りて、後には観音とあらはれて、失せ給へりきと、秦の『明記』にのせて侍れと思ひだされて、くりかへし貴く侍り。又、上代はさる例あまた侍れど、世くだりては、げにも覺えぬわざなり。又、さまかへて思ひすまして侍りけん、ことにうらやましくも侍り。今はいづれの浄土にか生れぬらんと、かへすがへす床しく思ひやられ侍るぞや。われらがなまじひに家を出でて、衣はそめぬれど、はかばかしき信心をもおこさず、み山に思ひすます事もなく、年のいたづらにたけぬる、そぞろに悲しく侍り。さても、慈惠大師の、遠國の佛法まれなるさか柴山に跡をたれて、無佛世界の衆生を度したまはんとかや。御経の音のきこゆなるは、是にもなほおどろかぬ心どもにて、殺生鬪諍のさかりなる里にて侍る悲しさよと思ふにつけても、何として浮むべき衆生どもと覺えて、そぞろに歎かしく侍り。なほ、此女の名字もしらまほしく、その姓その流れも尋ねたく、年月もかんがへたく侍しかども、つまびらに知りたる人なくて、しるすにおよび侍らず。此所はかやうの事、むげになさけなき里にて、二十餘廻のさきの不思議をも、たしかに知らず侍り。あはれその弟なんど云人もながらへてもや侍らんと、尋ねあはまほしく侍り。」

骨寺村の地名起源に係る説話であるが、これが本来地元が存在したか、あるいは他所から流入したかについては、慎重に検討する必要がある。明和九年（1772）に完成した『封内風土記』に慈惠大師の骨を葬ったので

骨寺と称したとされるまで、地元にそのような伝承はなかったのである。そして安永二、九年（1773、80）まで調査された『風土記御用書出（安永風土記）』に伴う『五串村御用書出』に、初めて慈惠大師の骨が出てくるのである。書出作成者が『選集抄』の記載を知り、五串村に附会した可能性はないであろうか。この可能性について菊池勇夫氏が指摘している（菊池勇夫「近世地誌のなかの骨寺・山王窟」『季刊東北学』第二十一号）所収。

#### 四 初代清衡の描かれ方

清衡の断片的なエピソードは『十訓抄』『古事談』などの説話集に出て来るが、流れのある物語として出て来るのは南北朝時代の『奥州後三年記』である。以下にそれを具体的に見る。

①『古事談』清衡を警戒すべき存在として記述している（以下は『新日本古典文学大系41 古事談 続古事談』岩波書店より）。「巻第二 七六 俊明卿公事に奉行する時、次第忘却して身に随はざる時は、今案を以て行はれけるに、旧儀に塵計りも相違する事無し、と云々。同卿仏を造る時（丈六なり、と云々）、「薄料に」とて清衡砂金を献ぜしむ、と云々。彼の卿之れを請けずして、即ち之れを返し遣はす、と云々。人子細を問ふに、答へて云はく、「清衡、王地を押領せしめて、只今謀反すべき者なり。其の時は追討使を遣はすべき由定め申すべきなり。仍りて之れを請くべからず」と云々。」

②同じく巻第五 三四 園城寺の鐘は龍宮の鐘なりの項に鎮守府將軍清衡と千僧供養のことが見える。

「上略 龍、「甚だ安き事なり」とて、龍宮の寺に鈎る所の鐘を下ろして、之れを与へ畢んぬ。粟津に帰りて堂広江寺を建立する所なり。事移り時変

じて、件の寺破壊して後、纒かに住持の法師一人、鐘主爲り。而るに去ぬる年の比、鎮守府將軍清衡、砂金千両を寺僧千人に施す。其の時三綱某、五十人分を乞ひ集め、五十両の金を以て広江寺の法師に給ふ。是れ、件の鐘主法師悦びを成して、件の鐘を売り畢んぬ（下略）

②—1この鐘の話は『太平記』巻第十五 三井寺合戦并當寺撞鐘事付 依藤太事にも見えている。

③『十訓抄』①と同様の内容が見える。

『第六可存忠直事 三三』

大納言俊明卿、丈六の佛を造らるゝ由を聞きて、奥州の清衡、箔の料に、金を奉りけるに、取らずしてかへしつかはしけり。人その故を問ひければ「清衡は、王地を多く押領して、たゞ今謀叛をおこすべきものなり。その時は、追討使をつかはさん事、定め申すべき身なり。これによりて、これを取らず」といはれけり。」俊明は源隆国の三男である。

④『奥州後三年記（おつしゅう・いさんねんき）』

永保三年（1083）から寛治二年（1088）にかけての「後三年合戦」或いは「義家合戦」を描いた物語。現在残っているものは、南北朝時代の「後三年合戦絵詞」（国重文）の詞書部分を書きだしたものである。絵巻が成立した南北朝時代の貞和三年（1347）頃の成立か。「後三年合戦絵巻」は、承安元年（1171）後白河法皇の院宣により絵巻四巻が描かれたのが古い例である。先の貞和三年の絵巻が現存最古とされる。

合戦の当初の部分に清衡が出てくる（以下は『奥州藤原史料』より）。

「上略」みちの國に清衡家衡といふものあり、清衡はわたりの權太夫經清が子なり、經清貞任に相くしてうたれにし後、武則が太郎武貞經清が妻を

よびて家衡をうませたるなり、しかれば清ひらと家ひらとは父かはり母ひとつの兄弟なり、秀武この二人がもとへ使をはせていひおくるやう、眞衡にかく従者のごとくしてあるは、そこたちはやすからずはおぼさずや、思はざる外のこといできて、せいをふるひて既に我もとへよする也、そのあとに、そこたちいりかはりてかの妻子をとり家をやすきはらひ給へ、さて眞衡をやうやくかたぶくべきなり、そのひまをもとめんに此時は天道のあたへ給ふ時なり、眞衡妻子をとられ住宅をやきはらはれぬときかば、われ雪の首を眞衡にえられん事、さらさら憂にあらずといひをくれり、こゝに清衡家衡よろこびをなして、せいをおこして眞衡がたちへをそひゆくみちに、伊澤の郡白鳥の村の在家四百餘家を、かつぐ焼はらふ（下略）

清衡・家衡の出陣を知った眞衡は引き返し、清衡・家衡を当面の攻撃目標とする。軍勢に差があり、勝ち目がないので清衡・家衡は引き返す。眞衡は両面作戦は困難なので、軍勢を集め、館を固めてから再出陣を考える。このような時に源義家が陸奥守として着任。義家は清原氏の内紛に介入する。義家の命令で清衡・家衡は軍勢を引き上げる。秀武攻撃に出陣していた眞衡は突然病死してしまう。

⑤『康富記（やすとみき）』

後三年合戦のこの前後の文は『奥州後三年記』には欠けているので、『康富記』で補うのが一般的である。即ち、室町時代中期の官人中原康富（なかはら・やすとみ、1399～1457）の日記の文安元年（1444）閏六月二十三日の部分に、康富が後三年合戦を題材とした絵巻を実見し、帰宅後に合戦の一部始終を書き綴った内容である。康富が実見したのは、後白河法皇の承安版「後三年絵」であった（以下は『奥州藤原史料』より）。

「上略」太守（義家）之郡使合力成衡有合戦、城中頗危、寄手清衡家衡得

利之間、太守義家朝臣自率利兵有發向、被扶成衡、先之遣使於清衡家衡仰云、可退歟、尚可戰歟也、清衡家衡申可退之由欲避之處、清衡之親族重光申云、雖一天之君不可恐、況於一國之刺史哉、既對楯交刃之間、可戰之由申之、與太守官軍及合戰、重光被誅了、清衡家衡兩人跨一馬沒落了、此間眞衡於出羽發向之路中侵病頓死了、此後清衡家衡對太守不存野心、死亡之重光爲逆臣之由陳之、請降之間、太守免許之、六郡分割各三郡充(宛)被補清衡家衡處、家衡雖讒申兄清衡、太守不許也、剩清衡有抽賞之間、家衡令同居清衡館之時、密謀青侍、欲害清衡、々々先知之、隱居叢中處、家衡放火燒拂清衡宿所、忽殺害清衡妻子眷屬了、清衡參太守、此歎訴申之間、自率數千騎發向家衡城沼柵、送數月、遇大雪、官軍失關利、及飢寒、軍兵多寒死飢死、或切食馬肉、或太守懷人令得溫令蘇生、如此之後、重率大軍欲進發之、太守義家之弟義光於京都聞此大亂、雖申暇無勅許之間、辭官職逃下、屬太守攻敵了、此後家衡打越伯父武衡館、相談此事、武衡申云、太守者天下之名將也、已得勝軍之名、非高運乎、可楯金澤城之由誘也、武衡同所籠入也(下略)】

なお、『今昔物語集』の卷第二十五には「源義家朝臣、罰清原武衡等語第十四」なるタイトルだけがある。『奥州後三年記』によるものが掲載されるはずであったか。

⑥(参考資料)『吾妻鏡』文治五年(1189)九月十七日条の所謂「寺塔已下注文」

その關山中尊寺事の部分に、初代清衡の造寺・造仏・千僧供養、一町笠×都婆、その死に関する伝承の記述がある。うち、千僧供養と死の伝承を見る(『新訂増補 吾妻鏡』吉川弘文館より)。

〔上略〕凡、清衡在世三十三年之間。自、吾朝廷曆。園城。東大。興福寺。

至震旦天台山。每寺供養千僧。臨入滅年。俄始修逆善。當于百ヶ日結願之時。無一病而合掌唱佛号。如眠閉眼訖(下略)】

⑦『義経記(ぎけいき)』

室町時代初期に成立した軍記物語。作者不詳。「判官(ほうがん)物語」「義経(よしつね)物語」ともいう。源義経の一代記であるが、義経が平家追討の総大将として活躍する時期の事跡は殆ど描かれず、幼少期と、平家滅亡後、兄の頼朝に追われて自殺するまでの逸話を主題とする。その点、語り本平家物語と相補関係にあり、成立当時の「判官びいき」の風潮を背景として、一般には知られていない義経を主としているといえる(『世界大百科事典』平凡社より)。

その「巻第一 吉次が奥州物語の事」に、一風変わった清衡が見える(以下は『日本古典文学全集31 義経記』小学館より)。

〔上略〕義家都へ馳せ上り、内裏の見参に入りて、未代までの名をあげ給ふ。その時奥州へ御供申し候ひし、三浦少将に十一代の末、淡海公(藤原不比等)の後胤、藤原清衡と申す者、国の警固に留められて候ひけるが、亘理の郡にありければ、亘理権太清衡と申すは、両国を手に握つて、党十四、党以下の弓取五十万騎、秀衡が伺候の郎等十八万騎もちて候。これこそ源氏の乱出で来たれば、御方人ともなりぬべきものにて候」とぞ申しける。】

奥州に詳しいはずの吉次の説明にしては、人物に混乱が見られる。ここに出て来る「清衡」は、その父の藤原経清のことであり、基衡を省いて、清衡と秀衡の軍勢を合わせた表現をしている。いずれにしても、清衡の勢威の大きなことを伝えようとしたものであろう。

陸奥から遙かに遠い都の地では、清衡は、後三年合戦を生き残り、莫大

な財力（黄金）と強大な軍事力を保有する「鎮守府將軍」という地位にある人物として、その伝説が流布していたのであろう。

## 五 二代基衡の描かれ方

初代清衡、三代秀衡が余りに有名であったためか、既に触れた通り、二代基衡の存在はやや薄く描かれがちである。その一方、年貢をめぐって荘園領主たる都の藤原氏との争いも辞さない豪胆な人物としても描かれている。平泉遺跡群の発掘調査の結果、平泉の本格的都市化は基衡の治世から開始されたと推定されることから、実像は豪胆な人物であったといふべきであろう。都市造りの基準は金鶏山、そして毛越寺と観自在王院に南辺を通る「東西大路」であったろう。

### ①（参考資料）『吾妻鏡』文治五年九月十七日の所謂「寺塔已下注文」の条

「一 毛越寺事」の部分に記された本尊作製を依頼した仏師へ行った贈り物攻勢に、その財力の一端が垣間見える。また、「（上略）如此次第。達鳥羽禪定法皇。叡聞。令拜彼佛像御之處。更無比類。仍不可出洛外之由被宣下。基衡聞之。心神失度。閉籠于持佛堂。七ヶ日夜断水漿祈請。愁申子細於九條關白之間（下略）」（前掲『国史大系 吾妻鏡』より）

### ②（参考資料）『吾妻鏡』文治五年九月二十三日

「（上略）基衡者、果福軼父、管領兩國、又卅三年之後天亡（下略）」  
基衡の強大な財力と権力は、いくつかの説話となっている。

### ③『古事談』（『新日本古典文学大系41 古事談 続古事談』岩波書店より）

#### 「巻第四 二五」

宗形宮内卿入道師綱、陸奥守にて下向の時、基衡、一国を押領して国威無

きが如し。仍りて事の由を奏す。宣旨を申し下し、国中の公田を檢注擬する処、忍郡は基衡藏めて、先々国使を入れず。而して今度宣旨に任せて檢注擬するあひだ、基衡、件の郡の地頭犬（大）庄司季春に心を合はせて之れを禦ぐ。国司猶ほ宣旨を帯して推し入る間、已に矢を放ちて合戦に及び畢んぬ。守の方、疵を被る者甚だ多し。基衡、かくはしつれども、宣旨に背きて国司を射る事、恐れ存ずるに依り、季春を招きて云はく、「先例無きに依り、国司を迫ひ返すと雖も、宣旨に背ける条、違勅の恐れ無きに非ず。いかがすべき」と云々。季春云はく、「今の仰せ、兼ねて皆な存知せる事なり。主君の命背き奉り難きに依り、一矢においては射候ひ畢んぬ。然れば君は知し食さざる躰にて、己れの頸を召し、国司の許に遣はさるべきなり。其の上は定めて無爲に候ふか」と云々。基衡涙を拭ひ乍ら話したんぬ。基衡、守に申して云はく、「基衡一切知らざる事にて候ふ。郡の地頭、凡そ先例無きに依り、自由の狼藉候ふ。今においては子細に及ぶべからず。季春已に召し取り畢んぬ。早く御使を賜はり、其の前において頸を刎ぬべし」と云々。之れに依りて国司、檢非違使所の目代ムを遣はす。季春已に將て出でたり。四十計りの男の、肥満美麗なるが、積遠雁の水干小袴に紅衣を着たり。打物取りたる者二十人許り、之れを圍繞す。切り手はけせん弥太郎と云ふ者なり。出で立ちて頸を切らむと擬る間、犬庄司云はく、「切り損じ給ふな。刀はいづれぞ」と問ひければ、切り手云はく、「昆次郎大夫が大津越ぞ」と云ひければ、「さては心安し」と云ひて切られけり。部類五人同じく切る、と云々。大津越とは、人を引き居て切るに、左右の臂の上を中骨乍ら懸けず切るを云ふなり。基衡、季春を惜しみて、我れは知らざる様にて、猥りに女人の沙汰の躰を構へて、再三妻女を国司の館に遣はし、乞ひ請けさせけり。其の請料の物、凡そ勝けて計ふべからず。沙金も一万両、と云々。守、之れに耽らず遂に切り畢んぬ、と云々。師綱の高名、此の事に在るか（下略）」

③—1これと同じ逸話が『十訓抄』第十に載っている（石橋尚宝『十訓抄註解』明治書院ほか）。

④『古事談』「第二」に額をめぐる話が見える。

『吾妻鏡』の仏像の逸話に通じる内容である（以下は『奥州藤原史料』より）。  
「法性寺殿（藤原忠通）、令書所々額給之間、自御室額ヲ一依令申請給、被書獻了、而陸奥基衡ガ堂額ナリケリト令聞給テ、争サル事有トテ御廩舍人菊方ヲ御使ニテ被召返ケリ。基衡雖廻秘計不承引、遂責取テ三二破テ持歸參云々、菊方高名事」基衡の妻の活躍は『今鏡』にも見られる。

⑤『今鏡（いまかがみ）』

平安時代末期の歴史物語、10巻。『大鏡』の後の万寿二年（1025）から嘉応二年（1170）までの13代145年間を扱う。『小鏡（こかがみ）』『続世継（しよくよつぎ）』とも呼ばれる。嘉応二年（1170）成立。著者には中山忠親・源通親などの説がある。これに④と同様の書をめぐる騒動があり、賢い人物として基衡の妻が出てくる（以下は『新訂増補國史大系 第二十一巻下 今鏡 増鏡』吉川弘文館より）。  
「巻五 ふぢなみの中第五 みかさの松

（上略）ち、（忠実）をとゞばかりはをはしまさずやありけん。またてか、せ給事はむかしの上手にもはぢずをはしましけり。まなもかなもこのもしくいまめかしきかたさへそひてすぐれてをはしましき。内裏の額どもふるきをばうつし。うせたるをばさらにか、せ給とぞうけ給りし。院宮の御堂、御所などのしきしたがたいかばかりかはおほくか、せ給し。御願よりはじめて寺々の額などかずしらずか、せ給き。よかはの花臺院などいふ、

るき所の額もむかへかうす、めけるひじりの申たるとてか、せ給へりとぞ山の僧は申し。又人の仁和寺とかより額申給はりたりければか、せ給へりけるほどに。をくのえびすのもとひらとかいふがてらなりけりとさかせ給て。みちのをくへとりかへしにつかはしたりけるを。かへしたてまつらじとしけれども。めの心かしくくやありけん。たてまつらざらんはしれごとなりといさめければ。かへしたてまつりけるに。みやまとねりとかつかはしたりけるおほんつかひの心やたけかりけん。三にうちわりてぞもてのぼりける。はしらをにらみけんにもをとらぬ御つかひなるべし。えひすまでもなびきたてまつりけるにこそ（下略）

基衡の妻のことは『吾妻鏡』の所謂「寺塔已下注文」に見えるが、菅江真澄の日記の中にも出てくるので紹介しておく。

⑥『かすむこまがた（霞む駒形）』

天明六年（1786）の正月を仙台藩領胆沢郡徳岡（現岩手県奥州市胆沢区小山）の村上家で迎えて、平泉毛越寺の摩多羅神の祭り（現廿日夜祭）を見たり、二月二十二日、同郡六日入（同市前沢区白山）の鈴木家へ行つたまでの日記。その一月二十日の条の基衡の妻が見える（以下は『菅江真澄全集 第一巻』未来社より）。

「（上略）また『円位上人選集抄』に誌る、その尼寺の跡あり。また花立山といふ山あり、そは基衡の妻、某の年の四月二十日に身まかり、此室もろく花を好として、其日にあらゆる花を彩作りて此山（に）さして、室のなきがらをその花立山に埋てけるよし。基衡の室は阿（安）倍ノ宗任ノ女にして、和歌にも志シふかかりける人によ、木草花をになうめで給ひしといふ。今も四月廿日には僧あまた出て、かりに葬のさまして、目をすり掌を合せ数珠をすり幡を立て、宝蓋、宝螺、梵唄をうたふ。是を四月の哭祭といふ、もともあやしき祭也。むかしはこの哭祭の日は、知るしらず、僧等ととも

に経をうたひ金鼓を鳴らし、あるは、その声どよむまで、よ、と哭しといひつたふ（下略）

⑦『平治物語（へいじ・ものがたり）』

平治の乱（1159）を主題とする和漢混淆文の軍記物語、3巻。鎌倉時代前期までに成立か。作者不明。『平治記（へいじき）』とも呼ばれる。後白河院の近臣藤原信頼が源義朝とともに挙兵、政敵藤原信西を滅ぼすが、平清盛に鎮圧された過程を描くが、作品の重点は敗れた源氏一族の悲劇に移っていく（以上は『世界大百科事典』平凡社より）。これに基衡の貢馬ことが見えている（以下は『新日本古典文学大系43 保元物語 平治物語 承久記』岩波書店より）。

「上 信頼方勢ぞろへの事

（上略）同（十二月）廿七日、六波羅の兵ども、大内へ寄するときこえければ、大内の兵ども、甲冑を介てあいまちけり。中にも、大将右衛門督信頼は、赤地の錦の直垂に、紫裾濃の鎧に、鍬形うちたる白星の甲の緒をしめ、金作りの太刀をはき、紫宸殿の額の間の長押に尻をかけてぞぬたりける。年廿七、大の男の見目よきが、装束は美麗なり、その心はしらねども、あはれ大将やとぞ見えたり。馬は奥州の基衡が六郡一の馬とて院へまいらせたりける黒き馬の、八寸あまりなるに、金覆輪の鞍をきて、右近の橘の木のもとに、東がしらにひき立たり（下略）

⑧『保元物語（ほづげん・ものがたり）』

保元の乱（1156）を素材とする和漢混淆文の軍記物語、3巻又は2巻。鎌倉時代前期までに成立か。作者不明。『保元記（ほづげんき）』とも呼ばれる。作中で最も強烈な個性をもって描かれるのが源為朝である。

その古活字本の「下巻 為義降参ノ事」の項、源氏の陸奥国への意趣の記述の中に陸奥の実力者基衡が出て来る（以下は『奥州藤原史料』より）。

「（上略）此（源）為義は、十四歳にて叔父美濃前司義綱その子美濃三郎義明を討て其時の勳賞に左兵衛尉になされけり、もとは陸奥四郎とぞ申ける、十八歳、永久元年（1113）四月に、清水寺の別當の事に付て、南都の大衆朝家をうらみ奉て、國民をもよほし、春日の神木を先として、粟子山まで来りたりしを、馳向て追返しき、其勳賞に左衛門尉に成、廿八歳にて檢非違使五位尉になる、日比中御門中納言家成卿に付て、陸奥守を望申けるに、祖父伊豫入道頼義、此受領に任じて、貞任、宗任が亂によて前九年の合戦ありき、八幡太郎義家、又彼國守に成て、武衡、家衡をせむるとて、後三年の兵亂ありき、然れば猶意趣残り國なれば、今為義陸奥守に成たらましかば、定て基衡を亡さんと云志有べきか、かたぐ不吉の例也とて、御ゆるされなかりしかば、為義、しからば自餘の國守に任じてなにかはせんとて、今年六十三まで、終に受領もせざりけり、日比より地下の檢非違使にてありけるが、よしなき新院の御謀反にくみし奉り、年來の本望をも達せずして、出家入道してけるこそ無念なれ（下略）」

「保元物語 平治物語 承久記」より）

「六人ノ子共、山へ尋テ上リタリ。其中ニモ為朝が父（為義）に申ケルハ、  
「サテシモ山ニラワスベキ事カ。坂東へ下ラセ給ヘカシ。今度ノ軍ニ上リ合又義明（三浦）、畠山庄司重能、小山田別当有重等ヲ、太政大臣、左右大臣、内大臣ニモ成シ、是等ガ子共ヲ、大納言、宰相、三位、四位、五位ノ殿上人ニ成シヲキ、將門ガシタリケル様ニ、我身ヲ親王ト号シテ、奥ノ基衡カタイテ、ネスノ関ヲ堅サセテ、奥大將軍ニハ、四郎左衛門ヲ下申、海道ヲバ掃部權助ニ堅メサセ申、山道ヲバ七郎殿ニ固メサセ申テ、坂東ノ御後見爲朝シテ、世中ナドカスギザルベキ」とぞ申タル（下略）」

基衡を陸奥国の実力者とする一方で、その存在を知らないかのような記述もある。

### ⑨ 延慶本『平家物語』

延慶二・三年（1309、110）の書写年次を持つ、諸本中最古の読み本系テキスト。『平家物語』成立時の古態を伝えるといわれる（以下は『延慶本平家物語全註釈 第三本 卷六』汲古書院より）。「十九 秀衡資長可追討源氏由事（上略）又陸奥之郡二藤原秀衡ト云者有彼八武蔵守秀郷カ末葉修理権大夫経清力孫権太郎清衡カ子也出羽陸奥両国ヲ管領シテ肩ヲ並ル者ナカリケレハ隣国マテモ靡ニケリ（下略）」

ここでは秀衡を清衡の子としている。同様の「基衡無視」は、清衡の項で既に触れた『義経記』「巻第一 吉次が奥州物語の事」においても見られたところであった。警戒すべき豪の者と恐れる一方で、軽蔑したい、という基衡観が併存したものであろう。

### 六 三代秀衡の描かれ方

後白河法皇と源氏・平氏をめぐる緊迫した政治情勢の中、陸奥国の実力者秀衡が日記や物語の中にしばしば登場する。『玉葉』ほかの日記類は暫く置くこととし、ここではまず物語を見て行く。

①『平治物語』（以下は『新日本古典文学大系43 保元物語 平治物語 承久記録』岩波書店より）「下 牛若奥州下りの事

（上略）多賀の国府へうち越えて、鞍馬にて契約しける商人に尋達て、「商人は、いづくへ推参する、くるしからぬ者ぞ。秀衡が館へ、われ具してゆけ」との給へば、平泉へ越えてけり。京よりも下度毎に、湯巻・薫物など、とり

下ける得意の女房に付て申入たりければ、秀衡、対面す。「いかなる人にておはず」と問へば、「平治の乱に亡し左馬頭義朝が末子にて候」「さては、手づから元服して、源九郎義経と称給なるくせ人ござんなれ。もてなしかしづき奉らば、世の聞えもしかるべからず。又、御身のためもいたはしかるべし。出羽・陸奥両国には、国司・目代のほかは、秀衡が任にて候。その内にはいしまして、いかならん人をも頼み給へ。みめよき冠者殿なれば、響にとる人も有べし。又、子なからん者は、養子にもせんずらむ。御所存を心得候へば、始終の爲に申也。かゝるうちとけたる物がたりなどをば、秀衡が家僕なればとて、もらし給べからず」と、未たのもしげに申ければ、義経、「いつしかなる事にて候へども、今度義経を扶持して候金商人に、物こそたびたく候」と所望すれば、「是にしかじ」とて、沙金卅両とらせてけり（下略）」

### ② 覚一本『平家物語』

応安四年（1371）明石校校覚一が書きとめたもの。流布本の中で、現在、最も一般的に読まれているものである。

木曾義仲が、平家方の軍勢を倶利伽羅谷へ追い落とす場面に、脈絡もなく秀衡の名が出てくる（以下は『日本古典文学全集30 平家物語 二』小学館より）。

### 「巻第七 倶利伽羅落

（上略）されば其谷のほとりには、矢の穴、刀の疵、残つて今にありとぞ承る。平家の方には、むねとたのまれたりける上総大夫判官忠綱、飛驒大夫判官景高、河内判官秀国も、此谷にうづもれてうせにけり。備中国住人瀬尾太郎兼康といふ聞ゆる大力も、そこに加賀国住人倉光次郎成澄が手にかかつていけどりにせらる。越前国火打が城にてかへり忠したりける平泉寺の長吏齋明威儀師もとらはれぬ。木曾殿、「あまりにくきに、其法師をばまづきれ」とてきられにけり。平氏の大將維盛、



通盛、希有の命生きて加賀国へ引退く。七万余騎がなかよりわづかに二千余騎ぞのがれたりける。

明くる十二日、奥の秀衡がもとより木曾殿へ龍蹄二疋奉る。一疋は黒月毛、一疋は連銭葦毛なり。やがて是に鏡鞍おいて白山の社へ神馬にたてられけり(下略)

次に、頼朝のとつて目障りな人物としての秀衡が出てくる(以下前掲書より)。

### 「巻第八 征夷将軍院宣

(上略) うへには高麗緑の畳を敷き、御簾たかくあげさせ、兵衛佐殿出られたり。法衣に立烏帽子なり。顔大きに、せいひきかりけり。容貌優美にして言語分明なり。まづ子細を一事のべ給ふ。「平家頼朝が威勢におそれて都をおち、その跡に木曾の冠者、十郎藏人うちいりて、わが高名がほに官加階を思ふ様になり、刺へ国をきらひ申す条、奇怪なり。奥の秀衡が陸奥守になり、佐竹四郎隆義が常陸守になつて候とて、頼朝が命にしたがはず。いそぎ追討すべきよしの院宣を給はるべう候」。左史生申しけるは、

「今度康定も名簿参らすべう候が、御使で候へば、先づ罷上つて、やがてしたためて参らすべう候。おととで候史の大夫重能も其義を申し候」。兵衛佐わらつて、「当時頼朝が身として、各の名簿思ひもよらず。さりながら、げにも申されば、さこそ存ぜぬ」とぞ宣ひける(下略)

挙兵した頼朝のもとへ馳せ参じる義経に関連して秀衡のことが出てくる。頼朝にとつて、秀衡は「後の脅威」であった(以下は前掲『延慶本平家物語全註釈』より)。

### ③延慶本『平家物語』 「第二末 3 義経参会

サルホト二兵衛佐ニ八九郎義経奥州ヨリ来加リケレハ佐弥力付テ終夜昔今ノ事共ヲ語テ互ニ涙ヲ流ス佐宣ケルハ此廿年力間名ヲハキツレトモソ

ノ兒ヲ見申サリツレハイカ、シテ見参スヘキト思給ツルニ最前ニ馳来給ヘハ故頭殿ノ生帰給ヘルカト覚テタノモシク覚候彼項羽ハ沛公ヲ以テ秦ヲ滅ス事ヲ得タリキ今頼朝次將ヲ得タリ何ソ平家ヲ誅伐シテ亡父カ本意ヲ遂サルヘキト宣テ後抑此合戦ノ事ヲ聞テ秀衡ハイカ、申しト被尋ケレハ(ユ)シク感申候ソ新大納言已下ノ近臣ヲ失三条宮源三位入道を誅レシ折節殊ニハイカニ兵衛佐殿ハ聞給ワヌヤラムト度々申候キ去承安四年ノ春比ヨリ都ヲ出テ奥州ヘ罷下テ候シニ秀衡昔ノ好ヲ忘レス事ニフレテ憐ミヲ至候キカク参候ツルニモ甲冑弓箭馬鞍郎從ニ至マテ併ラ出シ立ラレテ候シカラスハ争郎等一人ヲモ相具シ候ヘキ十余年力程彼カ許ニ候シ程ノ志イカニシテ報シ尽スヘシトモ不覚候トソ九郎義経申ケル」

秀衡は頼朝・義仲追討のため城資長とともに宣旨を受ける立場になったが、資国は急病死し、秀衡はその意志のないことを伝える。以下その部分を示す。

### ④『同』「第三 十九 秀衡資長等ニ可追討源氏由事

十九日越後城太郎平資長ト云者アリ是ハ余五將軍(維)茂力後胤奥山太郎永家カ孫城鬼九郎資国カ子也國中ニ諍ヒ者ナカリケレハ境ノ外マテモ背サリケリ又陸奥之郡ニ藤原秀衡ト云者有彼ハ武蔵守秀郷カ末葉修理権大夫経清カ孫太郎清衡カ子也出羽陸奥兩國ヲ管領シテ肩ヲ並ル者ナカリケレハ隣國マテモ靡ニケリ彼二人ニ仰テ頼朝義仲ヲ追討スヘキヨシ宣旨ヲ被申下去年十二月廿五日除目聞書今年二月廿三日到来資長当国ノ守ニ任ス資長朝恩忝キ事ニ悦テ義仲追討ノ爲ニ同廿四日曉ニ五千余騎ニテ打立之処ニ雲ノ上中ニ音アテ日本第一ノ大伽藍聖武天皇ノ御願東大寺ノ盧舎那焼タル太政入道ノ方人スル者只今召取ムヤト訕ル音シケリ是ヲ聞ケル時ヨリ城太郎中風ニ逢遍身スクミ手モツヤクハタラカネハ思フ事ヲ状ニ書ヲカス舌スクミテフラ

レネハ思ノ如クモ云ヲカス男子三人女子一人有ケレトモ一言ノ遺言ニモ不及其日ノ酉時計ニ死ニケリ怖シナムト云ハカリナシ同弟城次郎資盛後ニハ城四郎長茂ト改名ス春ノ程ハ兄カ孝養シテ本意ヲ遂ムト思ケリ秀衡ハ頼朝弟九郎義經去承安元年ノ春ノ比ヨリ相憑テ来ヲ養育シテ去冬兵衛佐ノ許ヘ送遣シテ多年ノ好ヲ空シテ今宣旨ナレハトテ彼敵対ス(ル)ニ不及トテ領状申サリケリ」

その城長茂が義仲に敗れて会津に落ちのびていた時期の記述が以下の如くあるが、長茂の国守任命は即時の役に立たないのに対して、秀衡が奥州に隠然たる勢力を有したことを思わせる書きぶりである。

### ⑤『同』「第三 廿七 城四郎越後ノ国司ニ任ル事

廿五日除目ニ城長茂彼国ノ守(越後守)ニナサル同兄城太郎資長去二月廿五日他界之間長茂任国守ニ奥州住人藤原秀衡彼国ノ守ニ被補両国共以頼朝義仲追討ノ爲也トソ聞書ニハ被載タリケル越後国ハ木曾押領シテ長茂ヲ追討シテ国無ニ不及ケリ」

### ⑥『曾我物語(そが・ものがたり)』

鎌倉末期か室町前期に成立したと思われる軍記物語、12巻又は10巻、作者未詳。曾我兄弟の生い立ちから父のかたきの工藤祐経を討つまでを描いたもの。これに、秀衡を義経の「相伝の郎等、奥州の秀衡」と見え、また、頼朝に討たれた人物の中に、九郎判官とともに「秀衡が子ども(泰衡)」が見える(大町桂月校『曾我物語』至誠堂ほか。引用は省略した)。

### ⑦『義経記(ぎけいき)』

平泉へ都落ちしてきた義経を暖かく迎えた秀衡であったが、間もなく病

を得て病床に伏す。その心情が語られる(以下は『日本古典文学大系37 義経記』岩波書店より)。

### 「巻第八 秀衡死去の事

文治四年十二月十日ごろより入道重病をうけて、日數かさなりて弱り行けば、蒼婆、扁鵲が術だにも敢て叶ふべきと見えざりければ、秀衡女子息その外所従をあつめて、泣くく申されけるは、「限りある業病を受け、命を惜しむなど聞きし事、極めて人の上にてだにも言甲斐なき事に思ひつるに、身の上になりて思ひ知られたるなり。その故は入道此度命を惜しく存ずる事は、判官殿入道を頼みに思召して、はるか道の道を妻子具しておはしたるに、せめて十年ころ安く振舞はせ奉らで、今日明日に入道死しぬるならば、闇の夜に燈火を消したるごとくに、山野にまよひ給はん事こそ口惜しく存ずれ。こればかりこそ今生に思ひ置く事、冥途の障と覺ゆれ。されども叶はぬ習ひなれば、力なし。判官殿に参り、最期の見参(し)たく存ずれども、あまりに苦しく、合期ならず。これへ申さんは恐あり。此旨を御耳に入(れ)よ。又各々此遺言を用ゆべきか。用ゆべきにあらば、言ふべき事を靜かに聞くべし」との給へば、各、「争か背き申(す)べき」と申されければ、苦しげなる聲にて、「定めて秀衡死したらば、鎌倉殿より判官殿討ち奉れと宣旨院宣下るべし。勳功には常陸を給ふべきとあらんずるぞ。相構へてそれを用ゆべからず。入道が身には出羽奥州は過分のところにてあるぞ。況んや親にまさる子あらんや、各々が身を以て他國を給(は)らん事叶ふべからず。鎌倉よりの御使なり共首を斬れ。兩三度にをよびて御使を斬るならば、其後はよも下されじ。假令下さるとも、大事にてぞあらんずらん。その用意をせよ。念珠、白河兩關をば西木戸に防がせて、判官殿を愚になし奉るべからず。過分の振舞あるべからず。此遺言をだにも違へずば、末世と云(ふ)とも汝らが末の世は安穩なるべしとこそ得よ。生を隔つ共」と言ひ置きて、是を最期の言葉にて十二月廿一日の

曙あけぼのに終にはなくなりぬ（下略）

鎌倉の頼朝は院宣を取り付け、泰衡に義経を討たせる経過が、続く秀衡が子共判官殿に謀反の事 で詳しく描かれるが、土地の様子は明確には描かれていない。『義経記』は平泉など地元のことは殆ど記していない。

### ⑧ 『御曹子島（おたぞうし・しま）わたり』

御伽草紙のタイトルの一。御伽草紙は室町時代から江戸初期にかけて作られた短編物語の総称。平安時代の物語文学から仮名草子に続くもので、空想的・教訓的な童話風の作品が多い。

『御曹子島渡』は作者、成立年ともに不詳。奥州の藤原秀衡のもとに居た御曹子義経は、蝦夷の千島喜見城に鬼の大王が所持している大日の法という兵法書を奪い取る話である。その冒頭に秀衡が出て来るが、何の説明もなく「秀衡を召され」と書かれている。これは、読者の間に秀衡についての一定の知識があったことを前提にしていたことを示すものである（以下は藤井乙男校『御伽草紙』有朋堂より）。

「さる程に御曹子、秀衡を召されて、都へ上るべきやうを問はせ給へば、秀衡うけ給はり、日本國は神國にてましませば、ものゝふの手柄てがらばかりにては成りがたし、是よりも北州に一つの國あり、千島とも、蝦夷が島とも申す、その内に喜見城きけんじょうの都あり、其王の名をばかねひら大王と申しけり、かの内裏だいりに一つの巻物あり、其名を大日の法ほろと申してかたき事なり、されば現世にては祈禱の法、後世ごせにては佛道の法なり、此兵法このひょうほうを行ひ給ふ物ならば、日本國は君の御まゝになるべし、何とぞ御てうごほふあつて御覽候へと申したてまつれば、義経此由このよし聞しめし、とやせんかくやあらまじと、しばし物をもの給はず。やゝありて所詮しよせん只かの島へ渡らばやと思しめして、秀衡にいとま乞ひ、旅の装束し給ひて、音に聞きしわがてう四國土佐とさの港

へつきたまふ（下略）

この話の最後は「上略」早かぜの法を行ひつゝ、さきへ投げ給へば、俄に大風ふき來り、四百三十餘日にわたりしを、七十五日と申すには、日本土佐の港につき給ふ」であり、義経は無事帰還している。従って、この話は、所謂「義経渡蝦夷伝説」ではないが、その説を醸成した背景となったと言われる（『義経北行伝説』については別稿を予定している）。

### 七 泰衡の描かれ方

#### ① 『泰衡征伐物語（やすひら・せいばつ・ものがたり）』

藤原四代の中で最も「影が薄い」人物とされている泰衡の名前が付された珍しい物語。勝者である鎌倉幕府方の立場で書かれた奥州藤原氏の繁栄と滅亡の物語で、江戸時代初期に成立したと思われる。『吾妻鏡』を基礎として、漢文体を仮名交じり文に書き下している。その内容は『吾妻鏡』と変わらないが、難解な漢文体でないことから、この物語の方が広く読まれ、大きな影響を与えたと言われている。

『吾妻鏡』には藤原「三代」との記述が目立ち、『泰平征伐物語』も三代の栄華と認識している。芭蕉の「三代の栄耀」の表現も、これらからの影響であろう。

とりたてての内容ではないが、取り上げられることが少ないので、やや詳しく紹介する。物語の序に、朝廷に逆らう「乱臣」が、朝廷を守る「武門」の「良將」に制圧されるという『征伐物語』の骨格を提示している（以下は國史研究會編著『國史叢書 源平戦物語・頼朝最後物語・八島檀浦合戦記・泰衡征伐物語・源平盛衰記補闕。源平拾遺・大石寺本曾我物語』より）。

「昔虞舜じゆんの政を檢する四罪行はれて、天下伏し、姫旦きたん（周公旦）の辰いを負ひし三監討せられて、海内治まりき、上古無爲の世、猶此の如し。末代

澆季（瀆）の俗に於てをや。我朝にて承平天慶より以降、亂臣動もすれば義を背きて、朝を傾けんとすれども、良將屢功を立てて國を鎮む。然れば皇家のいよく盛なる、武門の堅く守る故なり」

続いて、奥州藤原氏の豪奢ぶりが記述される（種々誤りがある）。

「近くは依藤太秀郷が後胤、鎮守不將軍秀衡といふ者あり。祖父わたりの權太郎清衡、寛治年中に武衡・家衡を征伐せられし時、源の將軍の士卒として勳功あるによりて、奥六郡の押領使として、國中に人なきが如くしく。基衡孫秀衡が時に至りて、其の勢益強大にして、剩へ大樹の石を負ひて、陸奥・出羽兩國を筵の如く巻きて、日毎に硴飯の禮を行ふ。天下の奇物きたしいたさざるはなく、人間の榮耀極め盡さずといふ事なし」

その秀衡のもとに、兄頼朝と不和になった義経が身を寄せる。奥州藤原氏の財力、無傷の武力と無数の駿馬、そして天才的名將義経を加えて、いかなる場面の軍事行動が予想された。鎌倉の頼朝が恐れていたことである。然るに秀衡が死去してしまう。

「九郎判官義経、今は前伊豫守義顯と號す。平氏誅伐の後、鎌倉の源二位頼朝卿と平（不）和の事ありて當國下向、秀衡が館に來りて、約を結び體を合せしかば、咬龍の水を得たる思をなして、いよく虎豹の翅をおぼす事を喜ぶ。

勇猛終に傾く事なくして、文治三年壽算を保ちて終りにき」

跡を継いだ泰衡を頼朝が圧迫し、抗しきれず、遂に泰衡は義経を襲う。

「前民部少輔藤原基成が女の腹、次郎泰衡を立て、家督とす。泰衡其徳父に及ばず、兵略漸々微なりと聞きて、頼朝卿謀を廻らして泰衡を語らひて曰く、舎弟九郎冠者を、汝が館に隠し置く由、其の聞えあり。朝敵與同の罪、争でか天の譏を恐れざらん。はや勅命に従ひて、彼を誅して其首

を奉らば、同意の咎を宥めらるゝのみにあらず、封ずるに數ヶ國を以し、賞するに官と爵とを以てすべしと、懇にこしらへられて、貴命の甘きに感じ、恩祿の厚からむに耽りて、則御旨に伏して、密に誅戮の事をなす。文治五年閏四月廿（卅）日、終に數萬騎の精兵を率して、義経を襲ひ攻め、義経、基成朝臣が衣川が館にして防ぎ戦ふといへども、其兵いくばくならず、悉に敗績しぬ。義経持佛堂に入りて先づ妻を殺し、次に四歳の小女を殺して、其後自害す」

義経の死を確認した頼朝は、直ちに泰平追討の宣旨を朝廷に求める。朝廷は渋るが、頼朝老臣大庭景能の強引な理屈を支えとして出陣を準備する。

「六月十三日泰衡が使、新田冠者高衡、義経が首を捧げて鎌倉へ入り、腰越の浦に着く由聞えければ、和田小太郎義盛・梶原平三景時を遣して實檢せしむ。各鎧直垂を着して、甲冑の郎等甘騎を相具しけり。彼首黒漆の櫃に入れ、清美酒に浸して、二人して是を擔ふ。生年卅一、未だに二毛の齡に足らず、武略の家に稟けたるのみにあらず、心すなほに情深かりしかば、貴賤之を悲しみ、都鄙之を惜しまずといふ人なし。泰衡自ら其唇を失ひて齒を寒くす。禍敗近きにあり、累卵よりも危しと、人皆思へり。

爰に源二位使を以て、京都に申遣さるゝ事あり。奥州の泰衡、日來義経の科輕からず、はやく追討の宣旨を下さるべしとなり。則軍を召し、用意をいたさるゝ間、勅答既に到來、奥州征伐の事、義経早く討たれぬ。今年造太神宮の上棟・東大寺造営、彼是計會す。追討の儀猶豫あるべきとなり。

是に就いて猶勅答あるべき旨を、重ねて申さる。大庭平太景能は、殊に故實を存する老兵なり。二品之を招きて、征伐の事を相談せらる。懇に家人等を召し集むるに、勅答停滞、此上の沙汰、如何計らひ申すべきと、詞未だ終らざるに、景能申して曰く、軍中には、將軍の令を聞きて、天子の詔を聴かずといへり。既に奏聞を経らるる上は、あながち其左右を待た

しめ給ふべからず。累代の御家人の、倫命を下されずといふとも、詔罰を加へられんに、何條の事かあらん。参り集まる武士、數日を経て、定めて其煩あるか、早く發向せしめ給ふべしと申す。直言趣を感じ仰せらるゝ、(下略)

文治五年七月十九日、頼朝は鎌倉より出陣。七月二十九日に白河関を越え、八月七日には伊達郡阿津賀志山に近い国見駅に到着。これ以降、奥州方の敗北が続く。

〔上略〕七月十九日巳刻に、鎌倉を出でて發向せらる。其勢凡て千騎なり。先陣重忠人夫八十人に、征箭鋤鎌を持たせて先に立ち、前に馬三疋を引かせて、後に郎從五騎を召具したり(中略)。

廿九日白河關にて明神に奉幣の後、源太左衛門尉景季を召して、秋の錦、誠にもだし難し。能因法師が古風、思ひ出でずやと仰せられければ、駕を控へて一首の歌を詠ず。

秋風にさきの霞をはらはせて 君がこゆれば關守もなし

八月七日、陸奥國伊達郡阿津賀志山の邊、國見の驛にぞ着かれける。泰衡が方には、二品既に發向の由を聞きて、阿津賀志山に要害を堅め、國見の宿と彼山の間に、俄に四五丈の堀を設けて、逢隈川をかけ入れたり。他腹のこのかみ西木戸の太郎國衡を大將軍として、金剛別當秀綱・其子下須房太郎秀方以下を差添へて、二萬騎の軍兵、山内卅里の間にみちくたり。又荊田郡に名取・廣瀬二の川を表にあてゝ、大繩を引き楯を並べて城廓を構ふ。泰衡は、國分原鞭楯に陣を取る(中略)。

八日卯刻、畠山次郎重忠・小山七郎朝光・加藤次景廉、工藤小次郎行光・同三郎助光等、金剛別當秀綱が、數千騎の勢にて堅めらるゝ、阿津賀志山の前の陣に寄せ來りて、鬨を作り箭を飛ばす。秀綱暫く相防くと雖も、大軍襲ひ重なる間、恠へずして、巳刻に引退きて、大木戸に馳歸りて、大將軍

國衡に、合戦の次第を示して、重ねて計略を廻らし(中略)。

十日卯刻に、二品阿津賀志山を越えて、國衡が城に向はる。大將の旗既に攻近付くと見て、城の中の兵共、進み出でて争ひ戦ふ。城の構、軍の掟、容易く破るべしとも見えざりけり。畠山次郎重忠・三浦介義澄・和田小太郎義盛・佐藤十郎義連・小山兵衛朝政・下河邊庄司行平・加藤次景廉・葛西三郎清重等、武威を振ひ身命を捨て、攻戦ふ間、軍よばひ鐙の音、山谷を響かし郷村を動かす。さる程に、小山七郎并宇都宮左衛門尉朝綱・郎從紀權守・芳賀次郎太夫以下七人、去夜伊達郡藤田宿を出で、今津の方に向つて、山の案内者を前に立て、土陽の嶽鳥取越を経て、大木戸の上國衡が陣に、後の山に寄せ來て、鬨の聲を發し矢をふらす。城中大きに騒ぎて、搦手既に寄すると構して、暫しも支へず、國衡以下散々に落ちにけり。其中に、一人残り止りて防ぎ戦ふ武者あり。朝霧深く隔てたる中に、黒駿なる馬に乗りたる工藤小次郎行光、能き敵と目にかけて、馳せ並ぶる所に、行光が郎從藤五男、相隔てゝ是を組む。其顔を見るに、幼稚の者なり。名を問へども名乗らず。仔細と思ひて其頭を取る。是下須房太郎秀方、齡僅に十三歳、多力なるを以て小年とせず、其父金剛別當は、小山七郎朝光に討たれぬ。阿津賀志山の城、敗れぬと聞きて、泰衡は奥の方へぞ赴きける。國衡逐電の間、二品其後を追ひ給ふ。軍士の中に、和田小太郎義光先に進みて、其日の夕に足田郡に至る。栗(錦)戸太郎は、出羽道を経て、大關山を越えんと志して、大高の宮の外を過ぐ。紅緘の鎧、黒馬に乘れり。義盛追懸けて、返し合せよと、言葉をかけたりければ、國衡と名乘りて馬の鼻を返し、十四束の箭を擲みて、弓手に逢ふ所を、義盛儲けたる十三束箭を持ちて、射向の袖の中の板をしたゝに射て、ひらき退けて二の矢を取る所へ、畠山次郎、大勢にて中を懸入る間、大串次郎國衡に追懸る。國衡が馬は奥州第一の高楯黒とて、一寸餘り、雙なき駿馬なり。然るに國衡、義盛が二の箭に恐れ、重忠が大軍に驚き、通路を差置きて、深田に打入り

けり。さばかりの逸物、打てどもあをれども、歩かざりければ、大串透間なく寄せ是を討ち頭を取る」

この後、鎌倉方の陣營で、誰が國衡を討ったかとの論争が繰り広げられる。

「十一日、二品船廻宿に逗留し給ふ。此所にして重忠、國衡が頸を獻ず。甚御感の仰せを承る所に、義盛御前に參り申して曰く、國衡、義盛が箭に當りて命を亡す間、重忠が功にあらざる由を申す。重忠頗咲ひて曰く、義盛が口狀、髣髴といふべし。是を誅する支證何事ぞや。重忠頸を持參の上は、疑ふ所なきか。義盛重ねて申して曰く、頸事は勿論。但國衡が鎧は、定めて剥取らるゝか。彼を召出されて、實否を決せらるべし。其故は大高宮の前田中にして、義盛と國衡と、互に弓手に相逢ひ、義盛が射る所の矢國衡に當る。其矢孔は、鎧の射向の袖二三の板の程に定めてあるか。鎧の毛は紅なり。馬毛は黒なりと申す。是に依りて件の鎧を召出さるゝ所に、先づ紅なり。御前に召寄せて是を御覽するに、射向の袖三の板、聊か後の方によりて、射通す跡掲焉なり。殆鑿の通るが如し。時に仰に曰く、國衡に對して重忠矢を發すや。重忠發せざる由申す。其後是非につきて御旨なし。是件の矢の跡、他に異なる間、重忠が箭にあらずば、義盛が矢の條勿論なり。凡義盛が申す詞、始終符合し、敢て一失なし。但重忠其性清潔にうけてもて候。偽なし。本意とする物なり。奸曲を存せず。彼時郎従を前として、重忠が後にあり。國衡兼て箭に當る事一切之を知らず。只大串、彼が頸を持來つて與ふる間、討取る由を存ず。物議に背かざるか（下略）」

頼朝は玉造郡へ進み、さらに泰衡を追つて北上する。

「(上略) 廿日卯刻に、二品玉造郡に着きて、泰衡がたかほの城を圍まる。泰衡は、兼て城を去りて出でぬ。殘止まる郎従等は、手を束ねて歸陣す。

今日一帯の書を、先陣の士等が中へ遣さる。其趣、敵を追うて、つくも橋に至らむに、凶徒その地を去りて平泉に入らば、定めて城を構へ調へて相觸るか。後陣を待たずして、馳向ふべからず。二萬騎の軍卒を調へて、きはひ入るべし。既に敗北の讎なり。一人といふとも、卒の害なきやうに、用意を致すべし。各此狀を披きて其旨を存すべし。遺失する事なかれとなり。

廿一日、二品岩井郡平泉に赴かる。泰衡が郎従、栗原三廻(追)にして、一箭を射るといへども、宗徒の者共若次郎は、三浦介に討たれ、同九郎太夫は、所六郎朝光に討たれぬ。其外多く誅せられて、卅餘人生虜りぬ。斯くて松山道を経て、つくも橋に至る時、梶原平次景高、一首の和歌を詠ずる由之を申しければ、祝言の趣御感あり。

陸奥のぜいをば御方につくも橋 渡してかけんやすひらが頸」

奥州藤原氏の都平泉は、その繁榮を物語る宝物その他で満ち溢っていたが、泰衡の手によつて灰塵に歸した。そこに表れている感慨は『吾妻鏡』と同じであり、また、芭蕉にも通じるものでもある。

「泰衡鞭を上げて、平泉の館を過ぐる間、自ら入るに暇あらず、人を遣して高屋寶藏已下に火を放たしむ。杏梁柱柱の構、三代の地を拂ひ、麗金毘玉の貯。一時の煙となれり。

廿二日、二品平泉館に着きて、泰衡が逐電の跡を歴覽せらる。主は去り、家は焼けて人なし。西南角に當りて、倉廩一字、餘炎に免れたるあり。葛西三郎清重・小栗十郎重成を遣して、是を見せらるゝに、沈紫檀以下の厨子數脚あり。入る所の物牛玉(玉)・犀角・象牙・笛水・牛角・紺瑠璃等、笏・金香・玉幡・金花鬘・蜀江錦・直垂・縫はざる帷子・金鶴・銀猫・瑠璃燈、南錠百金器に洩(盛)れり、錦繡・綾羅・禹筆・隸管、擧げて數ふべからず。象牙笛・縫はざる帷子は、清重に給ふ。玉幡・花鬘は重

成望み申して給ひけり。」

頼朝は泰衡追求の手を各地へのぼす。そうした中、泰衡よりの書状が届く。泰衡は更に蝦夷ヶ島へ逃れようとするが、重代の家臣河田次郎に討たれてしまう。

「廿五日、泰衡が行方未だ聞えざる間、軍士を方々へ分ち遣して、追ひ求むべき由の沙汰あり。亦千葉六郎太夫胤頼を、衣川の館へ遣して、前民部少輔基成父子を召す。胤頼罷向ひて、基成并子息三人を相具して参り、廿六日怪しの田夫一人、御旅館邊に推参して、一封の状を投入れて逐電す。進上鎌倉殿、侍所泰衡敬白と書けり。其状にいふ、伊豫國司事は、父入道扶持したてまつる。泰衡全く濫觴を知らず、己父が後、其命を受けて誅し奉る。是勲功といふべし、然るに今罪なくして、忽に征伐を蒙る。何の故ぞや是によりて累代の在所を去りて、山林に交はる。尤不便なり。兩國は既に沙汰あるべき上は、泰衡に於ては免除を蒙りて、御家人に列せんと思ふ。

然らずば死罪を宥められて、遠流せらるべし。若慈恵を垂れられて御返報あらば比内郡邊に落し置かるべし。其是非に付きて、歸降して馳参るべき趣を載せたり。親能、御前にして是を讀む。此状の趣、泰衡比内郡にあるに、郡内を捜し求むべき由、軍兵等に仰せらる。

九月三日、泰衡戎島を指して、糠部郡に赴く間、重代の郎従河田次郎に頼みて、比内郡贄柵に至る所に、河田忽ちに舊好を變じて、泰衡を殺害す。泰衡、年廿五にぞなりける。」

平泉から更に北上した頼朝は紫波郡陣岡に陣を取り、各方面に転戦していた軍勢を集める。そこに河田次郎が旧主泰衡の首を持参する。

「四日、二品志波（紫波）郡に着きて、陣の岡蜂松（社）に陣を取る。北

陸道の追討使能員・實政等、出羽國の狼喉を靡かして、廻り加はる間、軍士凡て廿八萬四千騎なり。

六日、河田次郎、主人泰衡が頸を持ちて、陣が岡に参りて、景時に付けて是を奉る。重忠、義盛に仰せて實檢せらるゝ上、囚人赤田次郎を召して是を見せらるゝに、相違なき由を申す。景時をもて、河田次郎に仰せられて曰く、汝が所爲、一旦忠に似たりと雖も、泰衡が首を得ん事、元より掌の内にあり。汝が力を藉るべからず。數代恩顧の主人を誅する科、譬を取るに物なし。抽賞に所なき間、身の暇を給ふなりとて、朝光に仰せて、其首を刎ねられて後、泰衡が首を懸く」

この河田次郎と対照的に、泰衡の郎従由利八郎の硬骨漢ぶりが詳述される。

「七日、宇佐美平次實政、泰衡が郎従由利八郎を生捕りて奉る。天野右馬允則景、亦是を得たる由争ひ申す間、主計允行政に仰せて、兩人が鎧並に馬の毛を記させられて後、囚人に尋ぬべき旨、景時に仰せらる。景時白直垂に打烏帽子紫革の烏帽子がけして、由利八郎に立向ひて、汝は泰衡が郎従、其名を知らるゝ者なり。驕筋を申すべからず。何色の鎧着たる者、汝を生捕るぞ、實に任せて申上ぐべしといふ。由利怒りて曰く、汝は兵衛佐殿家人か、今の詞こそ、以の外の過分なれ。故御館は、秀衡將軍の嫡流、正統として三代鎮守府將軍の號を釣る。汝が主人猶斯の如き詞を發せらるべからず。況や汝と我と對揚の勝負かあらん。運盡きて囚人となる事は、勇士の常なり。鎌倉殿の家人として奇恠を現す。其謂れなしといひて、問ふ所の事返答に及ばず。景時赤面して、御前に参りて、此男惡口を吐く外言語なき間、糾明に所なき由を申す。仰に曰く、景時無禮を現する間、囚人は是を咎むる、尤理なり。早く重忠召尋ぬべき由を仰せらる。重忠自ら敷皮を取りて、由利が前に持來りて、是に座せしめて禮を正しく

し、こしらへて曰く、弓取る者の、敵の爲めに捕はるゝ事、漢家本朝の通規なり。恥とするに足らず。就中二品則永曆の昔囚人として、いま天下の武將たり。貴客今生虜の號ありとも、始終の運それに依るべからず。貴客六郡の内に、武備の譽れを聞く間、勇士等功に立てんが爲に、各自ら得たりと構へ申す。鎧といひ馬といひ、其毛色を申されば、彼諍論を止めるべしといふ。由利曰く、客は畠山殿か。殊に禮法を存ぜらる。前の男の狼藉に似ず、尤申すべし。黒系緘の鎧に鹿毛なる馬に乗る者、先づ組んで落ち、其後争ひ重なる者、嗷々にして分明ならずと申す。重忠參りて此趣を申す。件の馬鎧は實政なり。既に不審を散ぜらる。此男の申狀、心中を察するに、勇敢の者なりとて、御前に召して、幕を上げて是を覽す。仰に曰く、己れが主人泰衡は、威勢を兩國に振ふ間、刑を加へん事難儀の由思召す所に、尋常の郎從なきが故に、河田次郎一人が爲に誅せらる。兩國を管領して、十七萬騎の長たりと雖も、百日支えず、廿ヶ日中に滅亡、頗不足言の事なりと仰せらる。由利申して曰く、尋常の郎從少々相從候得共、壯士は所々の要害に分ち遣し、老軍は家々にて自害、予が如く不肖の族は、生虜となつて最後に伴はず候。抑故左馬頭殿は、海道十五ヶ國を御管領、數萬騎の主として、平治の亂に一日を支へられず、歿落せしめ給ひて、長田庄司が爲に、容易く誅せられ給ふ。古も今も、甲乙定め難く候。泰衡僅に兩國の兵を持ちて、數十日の間賢慮を惱まし奉る。偏に不覺に處せられ難く候と申し、重ねて仰せらるゝ事なく、幕を垂れられぬ。由利は重忠に召し預けられて、芳情を施すべき由仰せらる。」

紫波郡陣が岡から厨川の地に進んだ頼朝は、この地で戦乱の終結と人々の安泰な生活を宣言。先祖の頼義、義家の戦勝の地でもあった厨川の地で今次の勝利を確認した頼朝は、平泉を経て鎌倉へ戻る。

「九日、比企藤内朝宗を、岩井郡に遣されて、清衡・基衡・秀衡三代の間、

建立する所の數字の堂塔、牢籠あるべからず、寺領僧侶安堵すべき由を仰せらる。蜂松(社)邊に高水寺と號するは、稱徳天皇の勅願、數百歳を經り。今日彼等の住侶等、參訴の事あり。金堂の板十三枚を、士卒の爲に放ち取るゝ由を申す。則景時に、件の犯人を衆徒の前に召出して、左右の手を、板の表に釘にて打付けらる。これ宇佐美平次が所從なり。義軍の過ぐる所、社を燒かず、竹木を切らず、其法寔にからし。人は是を仰ぎ恐る。兼て又寺中興隆の事に付きて、望み申すべき事ありやと仰せらる。愁訴忽ちに裁許を蒙る上は、更に望なき由を稱して、衆徒罷り出でぬ。晩頭に、右兵衛督能保卿の使者下着、京都に申乞はれし泰衡追罰の宣旨を下さるゝ所なり。十一日、陣が岡より厨川の柵に移らる。兩國の亂によりて、人夫夫婦を分れ子孫を失ひて、山野に逃散の族を召集めて、家々に歸住すべき由仰せらるゝ上は、老衰の者には、各綿衣一領を給ひ、由利八郎は、勇敢の兵を感じて恩免せらる。但兵具をば許されず。

十五日、樋爪太郎俊衡入道・并舎弟秀(季)衡・各子息相具して、厨川に降參す。召出してその程を覽するに、俊衡齡六旬に及びて、老羸の形哀憐するに足れり。八田右衛門尉知家に召預けらる。知家相具し旅宿に歸る。俊衡餘言を止めて、たゞ法華經を讀誦す。知家天性佛法に歸して、隨喜尤深し。

翌日知家參りて、俊衡が轉讀の事を申す。二品往日より、此經を受持せらるゝ間、則許し遣して、本宅に安堵すべき由を仰せらる。十羅刹女の照覽に、優りし奉る由を仰せける。

同廿八日、二品奥州を立ちて、鎌倉に赴き給ひ、十月廿四日營中に歸着。進發より還向に到る迄、旅店の間、其地の民を費す事なし。上野・下野の貢を運送す。只今合戦無爲の由を京都に申さるゝ飛脚進發の後、御家人等盃酒を獻す。」



泰衡については『義経記』の巻第八の最終章の「秀衡が子共御追討の事」にも出てくる（『日本古典文学大系37 義経記』岩波書店ほかがあるが、引用は省略する）。

## 八 源義経の描かれ方

「悲劇の名将義経」のイメージと、「判官鼻貞」の感情を醸成する上で大きく影響したのが『義経記』であった。

### ① 『義経記』

義経の華やかな合戦場面は『平家物語』によって知られているためか、『義経記』では簡単な経過が紹介されているだけで、直ちに義経の没落物語に入る。北陸道を通って平泉を目指す義経一行に様々な苦難が襲いかかる。この逃避行の物語においては義経の影は薄く、『弁慶物語』と言われる程である（以下は『日本古典文学大系37 義経記』岩波書店より）。

ちなみに、『義経記』は「都市平泉」を描いていないが、陸奥国の広大さは説明している。それを見ておく。

### ①―1 「巻第一 吉次が奥州物語の事」

（上略）これござんなれ、聞こゆる金商人吉次といふなる者は、奥州の案内は知りたるらん。彼に問はばやと思召し、「陸奥といふは、如何ほど広き国ぞ」と問ひ給へば、「大くわいなる国にて候。常陸の国と陸奥との境は、菊田の関と申し、出羽と奥州の境は、伊奈関と申し候。その中五十四郡と申し候。たとへば両国と申し候ふは、出羽の国十二郡をふさねて、両国六十六郡にて候」と申しければ、「その中に源平の乱出で来たらんに、合戦に合ふべき者如何ほどかあるべき」と問ひ給へば、「国の案内は知りたり。吉次暗からず」とぞ申しける（下略）

鞍馬山を出た義経は秀衡の支配領域である陸奥国を目指して道を急ぐ。その様子は室の八島、宇都宮の大明神などの名所の地名、或いは武隈の松、宮城野の原などの歌枕で知られた地名を列挙して示させる。都人が和歌を通して知っていた観念の地域であった（引用は省略）。漸く平泉に到着する。義経を厚く守護するとともに、吉次に多大な引出物が与えられる。

### ①―2 「巻第二 義経秀衡にはじめて対面の事」

（上略）秀衡申しけるは、「これまで遥々と馳せ給ひて候ふ御事、喜び入り候。両国を手に握りて候へども、思ふ様にも振舞はれず候ひつるに、今は何にか懼り候ふべき」とて、泰衡を呼びて申しけるは、「兩國の大名三百六十人を扱ひて、日々に大番を参らせ、君を守護し参らせよ」とて、「御引出物には、十八万騎持ちて候ふ郎等を、十万騎をば二人の子供に賜ひ候はん。今八万騎をば君に参らせ候。胆沢、江刺、和賀井の郡に、すずめ焼いたるほんもく千疋、一二三の戸にいしにしらふゑ焼いたるほんもく千疋、二千疋の内に、藤の葉茸毛かたとふとて、三百疋候。これらは大の男の重鎧着て、一日に百里を打つとも主だに心得たらば、鞍の下に汗をだにかくまじき名馬どもにて候。かつかつこれをも参らせ候。君の御事はさて置きぬ。吉次御供せざらんに、いかでか御下りあるべき。秀衡を秀衡と思はん者どもは、吉次に引出物せよ」と申しければ、嫡子の泰衡、染革百枚、鹿の革百枚、鷲の羽百尻、よき馬三百疋に白鞍置いて取らせけり。次男知衡もこれに劣らず取らせけり。その外の郎等、我も我もと取らせけり。秀衡これを見て、「獸の革も鷲の羽も、今は不足あらじ。御辺が好む物なれば」とて、貝摺りたる唐櫃の蓋に、砂金一蓋入れてぞ取らせける。吉次はこの君の御供して、道にて命の生きたるのみならず、徳付きて、かかる事にも遇ひけるものと、偏へに多聞の利生とぞ覚えける。かくて商ひせ

ずとても、元手は儲けたり。不足なし。京へ急ぎ上りけり。御曹司は陸奥にぞとどまり給ひける（下略）」

平家追討の合戦に出陣した義経は華々しい活躍をしめすが、次第に兄頼朝に疎まれて、都を落ち、北陸道經由で平泉を目指す。その経過は、巻第七 判官北国落ちの事、龜割山にて御産の事 に描かれている。そして漸々平泉へ到着する。

### ①-3 「巻第七 判官平泉へ御著きの事」

秀衡判官の御使と聞（き）、いそぎ対面す。「此程北陸道にかゝりて、御下りとは略承（り）候（ひ）つれども、一定を承はらず候ひつるに依つて、御迎ひ参らせず。越後、越中こそ恨みあらめ、出羽國は秀衡が知行のところにて候へば、各々何故御披露候ひて、國の者どもに送られさせおはしまし候はざりけるぞ。いそぎ御迎ひに人を参らせよ」とて、嫡子泰衡冠者と呼ばて、「判官殿の御迎ひに参れ」と申（し）ければ、泰衡百五十騎にてぞ参りける。北の方の御迎ひには御輿をぞ参らせける。「かくも有（り）ける物を」と仰（せ）られて、磐井郡におはしましたりければ、秀衡左右なくわが許へ入れ参らせず、月見殿とて常に人も通はぬところへ据へ（ゑ）奉り、日々の罔飯をもてなし奉る。北の方には容顏美麗にこゝろ優なる女房達十二人、その外下女半物にいたるまで、整へてぞ付け奉る。判官と豫ての約束なりければ、名馬百疋、鎧五十兩、征矢五十腰、弓五十張、御手所には桃生郡、牡鹿郡、志太郡、玉造、遠田郡とて、國の内にてよき郡、一郡には三千八百町づゝありけるを、五郡ぞ参らせける。侍どもには勝れたる膳澤、江刺、はましの庄とて、この中分々に配分せられけり。「時々は何處へも出、なぐさみ給へ」とて、骨つよき馬十疋づゝ、沓行膝にいたるまで、心ざしをぞ運びける。「所詮今は何に憚るべき、たゞ思ふ

様に遊ばせ参らせよ」とて、泉冠者に申（し）付（け）て、兩國の大名三百六十人を選つて、日々の罔飯を供へたる。やがて御所つくれとて、秀衡が屋敷より西にあたりて、衣川とて地を引（き）、御所つくりて入（れ）奉る。城の體を見るに、前には衣川、東は秀衡が館なり。西はたうくが窟とて、然るべき山につゞきたり。斯様に城郭を構へて、上見ぬ驚のごとくにておはしけり。昨日までは空山伏、今日は何時しか男になりて、栄華開ひてぞおはしける。折々毎に北陸道の御物語、北の方の御振舞など仰せられ、各々申出し、笑草にぞなりにける。かくて年も暮（れ）ければ、文治三年になりけり。」

以上が巻第七である。続く第八の内容は、繼信兄弟御弔ひの事、秀衡死去の事、秀衡（が）子共判官殿に謀反の事、鈴木三郎重家高館へ参る事、衣河合戦の事、判官御自害の事、兼房が最期の事、秀衡が子供御追討の事、であり、義経の最後に向けての記述が続く。最終章は蛇足というべきである。

巻八の後半は鈴木重家や弁慶などの主だった家臣の活躍が中心となり、とりわけ十郎権頭兼房の鬼気迫る活躍ぶりは圧巻である。この『義経記』の兼房の記述に感動して、松尾芭蕉は『奥のほそみち』の主要な箇所兼房に關する句を配した可能性がある。

### 「巻第八 兼房が最期の事」

十郎權守（兼房）、「今は中々こゝろに懸ゝる（事）なし」と獨言し、かねてこしらへたる事なれば、走りまはりて火をかけたなり。おりふし西の風吹き、猛火は程なく御殿につきけり。御死骸の御上には遺戸格子を外し置き、御跡の見えぬ様にぞこしらへける。兼房は焔にむせび、東西昏れてありけるが、君を守護し申さんとて、最期の軍少くしたりと思ひけん、鎧を脱

ぎ捨て、腹巻の上帯締め固め、妻戸よりづと出で見れば、その日の大將長崎太郎兄弟、壺の内に控へたり。敵自害の上は何事かあるべきとてみたりけるを、兼房言ひけるは、「唐上天竺は知らず、我朝に於て、御内の御座所に馬に乗りながら控ゆべきものこそ覚えね。かく言ふ者をばたれかと思ふ。清和天皇十代の御末、八幡殿には四代の孫、鎌倉殿の御舎弟九郎太夫判官殿の御内に、十郎權頭兼房、もとは久我大臣殿の侍なり。今は源氏の郎等なり。焚燗をあざむく程の剛の者、いざや手並を見せてくれん。法もしらぬ奴原かな」と言ふこそ久しけれ。長崎太郎が右手の鎧の草摺半枚かけて、膝の口、鎧の鎧軋金、馬の折骨五枚かけて斬りつたり。主も馬も足を立て返さず倒れけり。押懸り首をかかんとせし處に、兄を討たせじと弟の次郎兼房に打つてかゝる。兼房走りちがふ様にして、馬より引落し、左の脇に搔挟みて、「獨り越ゆべき死出の山、供して越えよや」とて、炎の中に飛び入りけり。兼房思へば恐しや、偏に鬼神の振舞なり。これは元より期したる事なり。長崎二郎は勸賞にあづかり、御恩蒙り、朝恩に驕るべきと思ひしに、心ならず捕はれて、焼け死するこそ無慚なれ。」

兼房の最期は、『平家物語』の今井兼平、壇ノ浦海戦の平知盛のそれを思い起こさせる壮烈なものであった。衣河合戦は、最後に武士としての兼房の活躍を描き、「兼房思へば恐ろしや、偏に鬼神の振舞なり」と評される。この評は「八幡太郎はおそろしや」と今様にうたわれた義家を思わせるものである。

②「合状伝説」『義経記』の末尾に活躍する兼房には合状伝説があり、さらにすさまじい活躍を示している。義経の最期に立ち合った兼房は、義経の妻子を殺し、自らも腹を切り、その腹の中に、自害した義経の首を取め、猛火の中へ飛び込む。鎌倉では義経たちの首実検が行われ、頼朝は畠山重忠に確認させる。畠山は首の口の中を改め、齒並びから義経と判別。その

口の中には、義経から頼朝に宛てた一卷の巻物が含まれていた(以下は『義経物語 巻八』より(足利時代末の天文年間成立の『異本義経記』のこと、『日本古典文学大系37 義経記』に義経物語、巻四として見える)。

「しせつあだちの四郎きよたかは、くひ共もたせてかまくら殿へはせまいる、かまくら殿は、さすが御きやうだいの御事なれば、あはれとおおぼしめされけん、さてあるべきにあらされば、くびのじつけんにさだまりぬ、され共やけたるくび共なれば、はうぐわんの、御くびをさうなく見わけたてまつらず、かぢはら申しけるは、はたけ山殿はさりとも、見わけさるべしと申ければ、いそぎめされけり、しげたゞ御ぜんにまいり、御まへにありけるくび共をとりあげつくぐと見たてまつり、あるくびをとりあげ、かうかいをぬぎて、御くちをおしあけて見、これこそうたかひもなき、はうぐわん殿の御くびにて候へとて、はらくとぞなかれける、さすがよりも、御なみだをそなかされける、しかればはうぐわんの御くちのうち、一つの文をぞくわへ給ひける、はたけ山これをとり、御まへにかしこまり、たからかによみあげたてまつれば、そのほか大みやうせうみやう、みななみだをぞながされける、よりもいよく御らくるいかぎりなし、はうぐわんのけうやうには、くれくかぢはらふしがかうべをはねられ、よしつねがしやうりやうにくだしあづかるべし、しからずはあくりやうとな□□、たうけをほろぼしたてまつらんとか、れけ□□てきりてもすてばやと、おぼしめせけれ共、たびくのちうせつふかきものなればしぎいにもおこなひ給はず、うむのきはめのかなしさは、まとのまへをとるとて、いころざれてしに、けり、これひとへにはうぐわんと、御いきどほりと人々申あひけり、しかればかまくら殿のたまふやうこれらはふしぎのやつばらかな、よりもがきやうだいとしりながら、ゐんぜんなれはとて、さうなくうちぬる事こそ、きつくわひなれとて、やすひらがそへてまいらせたるさふらひ、むねとのもの二人めして、そのいげつしきしもべにいたるまで、

くびをきりてぞかけられる」

ちなみに、奥羽を平定した頼朝の思いを表した逸話があるので紹介する。

③（参考資料）『十訓抄』（以下は石橋尚宝編『十訓抄・校註』明治書院より）

第十 可庶幾才能・藝業事 五五

鎌倉右大将父子（頼朝・実朝）ともに、代々撰集に入り給ひけるこそ、殊にやさしけれ。中にも右大将、都へ上り給ひけるに、吉水の大僧正（慈円）「何事も、思ふばかりはえこそ」など聞えられたりける返事に、

みちのくのいはでしのふはえぞしらぬ、かきつくしてよつぼの石ぶみ。

とよまれたる。面白くたくみにこそきこゆれ。

凡そ武士といふは、亂れたる世をたひらぐる時、これを先とするが故に、文にならびて優劣なし。朝家には、文武二道を分きて、左右の翹とせり。文事あれば、かならず武備あるいはれなり（下略）

あたかも、北奥、奥六郡、南奥をすべて支配していることを前提にした歌の如くである。

## 九 義経の居所について

最後に義経の居所について見ておく。『吾妻鏡』文治五年（1189）閏四月卅日条に明確に衣河館と記されている。その一方で広汎に受け入れられている高館説もある。即ち、松尾芭蕉の「まず高館にのぼれば」と記した義経の館は『義経記』他の衣川館・高館と同一か、或いは衣川館かの問題である。

### ①『義経記』

衣川館と高館の双方が出てきて、混同が見られる。

①—1 「巻第八 繼信兄弟御弔の事」

さる程に判官殿高館にうつらせ給ひて後、佐藤庄司が後家のもとへも折々御使つかはされ、憐み給ふ（下略）

①—2 「巻第八 鈴木三郎重家高館へ参る事」と、この部分では高館を使用している。続く戦闘の場面は、

①—3 「巻第八 衣河合戦の事」と衣川が用いられている。

②『義経記』以降

幸若舞「高館」、浄瑠璃「たかだち」「新高館」など、「高館」の名前が広く使用されるようになる。ただし、幸若舞踊「高館」では、鈴木三郎が「奥州衣川高館の御所に着きにけり」と表現しているのに対して、同一「状」では「去間高館の御所」としている。

中尊寺藏の「源義経公東下り絵巻」では「高館□□（判読不能）御所を造り」としている。

さらに、芭蕉も読んだ『本朝一人一首』所収の漢詩「賦高館古戦場」は高館を義経最期の地としており、芭蕉も同様である（芸能に出てくる平泉については別稿を予定している）。

③（参考資料）『奥羽観蹟聞老志（おうう・かんせき・もんろうし）』（以下は『平泉町史 史料編二』平泉町より）

「巻之十 磐井郡（上略）」

衣河館 今日高館 在平泉村東 安倍頼時所築曰之 衣河館 文治中民部少輔基成居此館 義経自殺于兹 世稱高館 是也 上有義経 古墳 々畔 有一櫻樹 今猶存焉 是乃往時之舊物也 傍有兼房墓 天和中我前大守綱村君建 祠堂 祭義経 幽魂

桓武帝王延暦八年六月庚辰（中略）至衣川、營（下略）

東史<sup>二</sup>曰豫州在民部少輔基成朝臣衣河館<sup>二</sup>文治五年閏四月晦日泰衡襲其館（中略）豫州兵悉敗績<sup>ス</sup>豫州入持佛堂<sup>ニ</sup>害其妻子<sup>ヲ</sup>後自殺（中略）

同八月二十五日賴朝令千葉六郎大夫胤頼<sup>ニ</sup>之衣河館<sup>ニ</sup>召前民部少輔基成父子（中略）委身<sup>ヲ</sup>于下吏<sup>ニ</sup>降胤頼<sup>ニ</sup>九月二十七日賴朝歴覽<sup>ス</sup>頼時衣河遺蹤<sup>ヲ</sup>同六年二月十一日千葉新祐敗<sup>ル</sup>大河次郎兼任<sup>ヲ</sup>于衣河館

今詳考<sup>ニ</sup>東史<sup>ヲ</sup>或記歴覽頼時<sup>ヲ</sup>遺蹤<sup>ヲ</sup>或記敗兼任<sup>ヲ</sup>于衣河館<sup>ニ</sup>按義經東行之時秀衡別<sup>ニ</sup>構營稱之高館<sup>ニ</sup>而往年頼時<sup>ヲ</sup>舊館此時猶存者可視

賦高館古戰場（中略）

柳營館 其址今在高館、東北輝井陣營、東來神河、東俗曰之<sup>ヲ</sup>柳御所<sup>ト</sup>義經東行<sup>ト</sup>改義行在東<sup>ニ</sup>奥号義顯<sup>ト</sup>見東史其常居<sup>ハ</sup>乃柳營館也然是高館<sup>ハ</sup>乃頼時<sup>ヲ</sup>舊館而基成相繼而居焉衣河館者往時<sup>ヲ</sup>舊名也（下略）

拳兵した平泉殘党の大河兼任が衣川館で敗れていることから、義經の館は別かもしれないと考えている。また、それとは別に柳營館があるとしている。

④（参考資料）『平泉舊蹟志（ひらいずみ・きゅうせきし）』

著者は相原友直（あいはら・ともなお）、その「平泉三部作」の一。宝暦十年（1760）に脱稿、天明九年（1789）の後書あり、刊行はそれ以降となる（以下は『平泉町史 資料編二』平泉町より）。「上略」

一、衣川館、又高館とも云ふ、百年程以前、古城趾<sup>（仙台領古城書上）</sup>を記せるには、東西四百六十間餘、南北百三十間、高さ五十間とあり、其頃、北上川<sup>（ひがしよま）</sup>東山の麓を流れしが、今は此館の下をなかる、昔の地圖を以て見るに、百年以來の事なり、度々の洪水に崩れかけて今は甚だせまし、此館中尊寺より、東南にあたり八町餘をへたつ、秀衡の時民部少輔基成朝臣を居住せしむ、又

義經の頼朝卿の勘氣を蒙り下向せし時、秀衡此城の別館に居らしむ、是を柳御所と云けると云ひ傳へり、其趾と云ふは東方にあり、義經は其館に於て自殺せりと云ふ、基成は其時の騒動にもかまひなく、泰衡が滅亡の後まで猶高館に居住せり、是義經の館兵燹の時も、基成の館は火災をのがれたると見えたり、其間のへたゞりぬることはかり知ぬべし、頼朝卿、泰衡が

平泉館の焼跡に陣して、千葉六郎大夫胤頼に命じて、彼等を召るゝ處に、基成三人の子息を召つれ、降人に出たる事、東鑑に見えたり、或説に、此館を安倍頼時が築き、同貞任が住せし衣川柵なりと云ふはひがことなるに

や、東鑑に、頼朝卿の頼時が衣川の遺跡を歴覽し給ふ時、郭土空く残りて秋草鎖す事數十町、礎石何くにかある、舊苔埋むこと百餘年と云へり、これを以て考るに、此衣川館の事にはあらず、前にも云へる如く衣川館は、

泰衡が平泉館炎上の時まで、基成居住し火災をも遁れたる事分明なり、豈にかくの如く秋草鎖すと云ひ、礎石いつくにあるやと云はんや、これを以て館と柵とは、別なるの證據とすべし、

續日本紀桓武帝、延暦八年六月、征東將軍奏稱、從玉造塞至衣川營、四日云々、是を以て考れば、衣川營は昔よりこれある事分明なり、然るに其地柵をいへるにや、館をいへるにや考ふべきなし、然るに、今其要害を以ていはゞ、衣川館の事ならん歟、尚後の考をまつ（下略）

以上のように、友直は、衣川館と高館は同一で基成が居住、義經は衣川館の東方にある別館の柳御所に滞在し自殺、安倍氏の衣川柵と衣川館は別、衣川營と衣川館は同一説を述べている。ちなみに友直の平泉館の記述を見る。

一、平泉館趾、平地なり、秀衡館は金色堂の正方無量光院の北に並で、宿館を構へ平泉館と號すと、東鑑にいへり、館の跡は金色堂の西南方にして十餘町をへたつ、高館よりも南にあたり、今は田畠となせり（下略）

友直のこの記述は、平泉館跡と推定されている国史跡柳之御所遺跡とは

別に、平泉館及びその別館柳御所が存在したことを意味するのであろうか。  
ちなみに、風土記書出の記述を見ておく。高館Ⅱ衣河館、柳之御所Ⅱ平泉館説が見られる。又、柳之御所は現在の柳之御所遺跡の場所と思われる。

⑤(参考資料)『平泉村風土記御用書出(ひらいずみむら・ふどき・こようかきだし)』  
1872年(明治五)〔宮城県史27 史料編5〕より

「一 舊跡(三十四) (上略)

一 柳之御所 清衡公基衡公此所ニ御住居ノ由則平泉館ト申傳候清衡公江  
刺豊田ノ館ヨリ此所へ御取移被成候由申傳候事 (中略)

一 古館 三ヶ所

一 高 館 東西四百六拾六間南北百三十間

往古ハ民部少輔基成御住居ノ由ニ候處文治年中義經公御居館ト申傳  
候事(下略)

⑥(参考資料)『毛越寺書出(もうつうじ・かきだし)』安永四年(1775)

「一 境内景地之事 (上略) (距離と方角は南大門より)

金けい山ノ東 八丁七間 金けい山巽 七丁廿八間

一 柳之御所 丑ノ九分 一 伽羅ノ御所 寅ノ七分 (中略)

柳御所南 八丁廿五間

一 猫魔淵 寅ノ三分 (中略)

柳御所南

一 立 石 此處ハ往古伽羅御所南築地ニ而亂入禁制之石を相立候處と申傳  
候事 (下略)

※えさし郷土文化館・岩手大学平泉文化研究センター